

岐阜県ひとり親家庭等自立促進 実行計画

～がんばるあなたへの応援プラン～

(第5期計画 計画期間 令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

岐阜県

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 第4期計画の施策の検証

- 1 相談機能及び情報提供の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 就業支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進・・・・ 10
- 4 子育て支援及び生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 地域における活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

- 1 離婚件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 児童扶養手当受給者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 ひとり親家庭等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 ひとり親家庭等を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第4章 基本理念及び施策の柱

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- [参考資料]施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 具体的施策

- 1 相談機能及び情報提供の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 就業支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進・・・・ 48
- 4 子育て支援及び生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 5 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 6 地域における活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第6章 計画の推進

- 1 国、県、市町村、関係団体との役割及び分担・・・・・・・・ 56
- 2 各種計画と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 地域との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

資料編

- 資料1 用語解説
- 資料2 主な相談機関
- 資料3 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱
- 資料4 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

岐阜県では、平成17年に「岐阜県母子家庭及び寡婦等自立促進計画」を策定して以来、平成22年に第2期計画（計画期間 平成22年度～26年度）、平成26年に「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画」と名称変更した第3期計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）、令和元年に第4期計画（計画期間 令和2年度～6年度）をそれぞれ策定し、ひとり親家庭や寡婦が自立した生活ができるよう、相談や就業支援、子育て支援や生活支援など効果的かつ総合的な福祉施策を展開してきたところです。

第4期計画が令和6年度に最終年度を迎えるにあたり、県内のひとり親家庭を取り巻く現状を把握するため、「令和5年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。この結果から、ひとり親家庭等の多くが生活上に悩みを抱えており、それは生活費や仕事、子育て・教育など多岐にわたっていることがあらためて明らかとなりました。

特に母子家庭においては、年間就労収入が200万円未満の世帯割合が半数近くに及ぶなど、依然としてきめ細かい就労支援などが必要となっています。一方、父子家庭においては、年間就労収入は母子家庭と比較すると高くなっていますが、家事や子育てなどに困っており、仕事と家事・子育ての両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

こうした中、国では、令和5年の「こども基本法」の施行（令和5年4月1日）を受け閣議決定（令和5年12月22日）された「こども大綱」において、こどもや子育て中の方の視点を尊重し、ひとり親への支援やこどもの貧困の解消も含め、こども・若者施策を一体として取り組むこととされました。

さらに、令和6年5月には「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の親権の共同行使、養育費の履行確保、安全・安心な親子交流等に関する規定が整備されたところです。

以上のような県内のひとり親等やそのこどもが置かれている現状や取り巻く社会環境の変化に適切に対応するため、県における今後5年間（令和7年度から令和11年度）の自立促進施策の方向性と具体的施策について、第5期計画として取りまとめました。



※上のアイコンは、SDGsのうち、本計画に関連のあるものを示しています。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画の位置づけ

この計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）第12条に規定する県の「自立促進計画」を含む計画として令和7年3月に策定された「岐阜県こども計画（第1次）」を補完する実行計画です。

これは、県における、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の方向性を示すもので、県、市町村及び関係機関等の連携のもと一体的な施策の推進を図るための指針となるものです。

3 計画の対象

（1）計画の対象者

この計画の対象者は、母子父子寡婦福祉法の規定により下記の定義による母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。また、第3章「ひとり親家庭等の状況と課題」における「母子世帯」及び「父子世帯」は、「母子家庭」及び「父子家庭」と同義とします。

ただし、計画に掲げる施策の中には上記対象者以外の方を含めている場合があります。

[用語の定義]

この計画の中で使用している用語の定義は次のとおりです。

母子家庭	配偶者のない女子と現にその扶養を受けている 20 歳未満の児童のいる世帯
父子家庭	配偶者のない男子と現にその扶養を受けている 20 歳未満の児童のいる世帯
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者
ひとり親	母子家庭の母、父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、寡婦
ひとり親自立支援員	母子父子寡婦福祉法第8条第1項の規定による県及び市（福祉事務所を設置する町村を含む。）の母子・父子自立支援員

（2）計画の対象地域

この計画は岐阜県が広域行政としてひとり親家庭等に対する施策を推進するため、中核市である岐阜市を除いた岐阜県全域を対象地域とします。

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 第4期計画（計画期間 令和2年度～令和6年度）の施策の検証

第4期計画（令和2年度～令和6年度）では、6つの項目を基本目標として、本県におけるひとり親家庭等の安定した子育てや就業、生活の実現を支援するため、様々な施策を推進してきました。特にひとり親家庭に対し、相談機能及び情報提供の強化を通じ、就業支援の促進を行ってきました。ここでは、第4期計画の基本目標ごとに施策を検証します。

1 相談機能及び情報提供の強化（目標1）

ひとり親家庭等の生活や就業に関する悩みについて相談を受け、必要な情報の提供や支援を実施するため、県内すべての福祉事務所へのひとり親自立支援員の配置やひとり親家庭等就業・自立支援センター事業等を行いました。

また、ひとり親家庭等の様々な相談に応じられるよう、研修等を実施し、相談員の資質向上を図ってきました。

相談機関の周知については、児童扶養手当認定時や現況届時に市町村等窓口においてひとり親家庭等福祉施策の広報を行うとともに、ホームページの充実を行うなどして制度の周知を推進しました。

今後も引き続き相談機能を拡充するとともに、各種支援制度のさらなる周知が必要です。また、ひとり親自立支援員等の相談関係者のスキルアップを図るため、研修の充実を図る必要があります。

① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施

県・市の福祉事務所に配置しているひとり親自立支援員が、ひとり親等の就業、子育て、教育、貸付等の種々の相談を受けて自立に向けた支援を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ相談件数	6,912件	7,652件	7,455件	7,195件	6,276件

② ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化

ひとり親家庭等が必要とする行政サービスの情報提供及び広報周知が求められているため、児童扶養手当等の各種手続窓口や現況届提出時において、支援サービス情報の提供を行いました。

③ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談の実施

・相談、情報提供の実施

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業等に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	1,087件	1,688件	1,914件	2,200件	2,349件

・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施

離婚・親権等の問題や悪徳商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	14件	29件	48件	50件	47件

(養育費相談を除く)

④ 巡回相談の実施

児童扶養手当現況届の時期に合わせ、ひとり親からの相談や、アンケートを実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数 (アンケート含む)	115件	157件	99件	58件	174件

⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の資質向上のための研修の実施

資質向上を目的に研修を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	2件	2件	2件	2件	2件

⑥ 民生委員・児童委員による地域における相談支援

児童委員が担当区域のひとり親家庭等の相談に的確に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行いました。

⑦ 女性相談支援センターにおける相談・情報提供の実施

女性相談支援センター(※)において、女性の様々な悩みや問題について電話による相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言や支援を行いました。

※令和5年度まで「女性相談センター」

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	4,323 件	4,552 件	3,379 件	3,232 件	3,044 件

⑧ 子ども相談センターにおける相談・情報提供の実施

子ども相談センター（※）において、児童に関するあらゆる問題について、助言や支援を行いました。（※）児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	7,440 件	7,233 件	7,703 件	7,971 件	8,313 件

⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介

仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供を行い、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	12,278 件	10,172 件	11,444 件	10,824 件	10,697 件
紹介件数	3,650 件	2,981 件	2,594 件	2,281 件	2,412 件

2 就業支援の促進（目標2）

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、受講料無料の介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士国家試験対策講座、医療事務、パソコン等の講習会を実施してきました。受講日時に関しては、受講者の希望に対応した講座を可能な限り選択できるようきめ細かな配慮をしました。

また、県や市において実施する自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業において、医療事務等の教育訓練を受講する場合や看護師等資格取得のために養成学校等へ行く場合に給付金を支給しました。さらに、ハローワーク等を通して行う各種の公共職業訓練コースの情報提供、あっせんを行いました。

相談や講習による資格取得の支援などについては、受講人数は近年増加していますが、依然として厳しい状況にあるひとり親家庭等の支援を強化するため、きめ細かい相談支援や講習会の充実等を図っていく必要があります。さらに、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用者側への理解の促進にも努める必要があります。

① ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援の実施

- ・就業支援事業（相談・情報提供）

就業に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	123件	157件	125件	97件	97件

・就業支援講習会

キャリアアップや就業に繋がる技能取得を目指す講習会を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
介護職員初任者研修	12人	17人	17人	12人	9人
介護福祉士実務者研修	9人	7人	13人	11人	13人
介護福祉士国家試験対策講座	4人	2人	0人	1人	5人
医療事務	9人	10人	4人	2人	5人
パソコン	11人	17人	23人	20人	17人
簿記	2人	2人	8人	4人	5人

・就業支援セミナー

就業に対する不安を取り除き、就業後の生活設計について知識を深めるため、就業支援セミナーを実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
受講者	39人	43人	27人	18人	23人

・「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業

ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、県内の求人情報を中心に、積極的に情報提供を行いました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録者	184人	162人	182人	164人	136人

・ハローワークと連携した就業支援の実施

必要に応じ、ハローワークと連携した就業支援を実施しました。

② ひとり親自立支援員による就業相談の実施

県・市福祉事務所のひとり親自立支援員がひとり親家庭等の就業についての相談を受付、支援しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	701件	831件	841件	722件	567件

③ ひとり親自立支援プログラム策定事業等の実施

・ひとり親自立支援プログラムに基づく資格取得・スキルアップ支援

児童扶養手当受給者等のひとり親に対し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し、様々な機関と連携しながら支援しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数		83件	94件	73件	89件

④ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上のための研修の実施

就業支援等の充実に向け、ひとり親自立支援員等就業相談関係者に対する研修を実施しました。

⑤ ひとり親等の就業支援に関する情報交換会議の実施

ハローワーク等関係機関と母子・父子福祉団体等との連携を図るため、ひとり親等の就業情報の交換会議を開催しました。

⑥ 岐阜県総合人材チャレンジセンター事業の実施

雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるワンストップサービスを実施し、個人の能力向上と就業促進を図りました。

⑦ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討

各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、理解と協力を求めました。県においても、ひとり親家庭等の就業を支援している、母子・父子福祉団体へ優先的に発注を行いました。

⑧ 自立支援給付金事業の実施

・自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練修了後に給付金を支給しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県実施(町村)分	1人	2人	0人	1人	1人
市実施分	20人	20人	17人	12人	19人

・高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や保育士など、資格取得を目的として養成機関において修業する場合に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県実施(町村)分	17人	21人	27人	28人	18人
市実施分	162人	117人	137人	124人	119人

⑨ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

高等職業訓練促進給付金等事業を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得をめざすひとり親や、就労やこどもの高等教育確保にあたる生活基盤の安定を図るひとり親に対し、入学準備金、就職準備金等を貸し付けしました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
入学準備金	37人	20人	41人	29人	21人
就職準備金	29人	29人	37人	19人	29人
住宅支度資金	—	—	—	17人	17人

⑩ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等に、経済的自立のための技能習得資金を貸し付けました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	2件	0件	3件	3件	4件

⑪ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用

就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援しました。

⑫ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介
(きめ細かなマッチング・個別求人開拓)

職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業及びその後の定着まで一貫して支援しました。

⑬ トライアル雇用助成金の活用

トライアル雇用助成金を利用することで、トライアル雇用を実施する事業所を増やし、その後の常用雇用へつながる支援をしました。

⑭ 職場適応訓練の受講

実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をしました。

⑮ 公的職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講
あっせん

個々の状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得やスキルアップを目的とした公的職業訓練の受講をあっせんし、早期再就職を促進するための支援をしました。

⑯ 公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当の支給

ハローワークの受講指示により技能習得を目的とした公共職業訓練を受講するひとり親に対して、訓練期間の生活を保障し、その後の就業を支援するための手当を支給しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
受給者	16人	14人	17人	24人	20人

⑰ 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施

児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月にハローワークの臨時相談窓口を設置又はハローワークへの誘導を行うとともに、ハローワークの各種支援メニューの周知を行うなど就業・就職に向けた支援を行いました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	125件	103件	64件	23件	59件

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進（目標3）

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を推進するため、養育費の取り決めなどについて広報・啓発につとめ、相談等を実施するとともに、親子（面会）交流支援を実施しました。

離婚した後においても、こどもの養育に関する責務は両親にあるため、引き続き養育費の確保に向けた支援を行うとともに、養育費支払いも促す親子（面会）交流についても支援していく必要があります。

① 養育費の確保及び親子（面会）交流に関する取り決めの促進のための広報・啓発の推進

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに相談員を設置し、養育費の相談に応じるとともに、養育費講習会を実施しました。

② 養育費相談・養育費講習会の実施

・養育費相談の実施

養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに相談員を設置し、養育費の相談を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	138件	179件	279件	211件	175件

・養育費講習会の実施

養育費確保に向け、家族問題カウンセラー等と連携し、養育費等講習会を開催しました。

③ 特別相談事業を活用した養育費に関する法律相談の実施

弁護士による養育費に関する法律相談を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	11件	15件	33件	20件	14件

④ 親子（面会）交流支援事業の実施

こどもの生活や精神面の安定、健やかな成長を図るため、親子（面会）交流支援事業を実施しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数			9件	9件	22件

4 子育て支援及び生活支援（目標4）

ひとり親家庭の父母等をはじめ、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、「放課後児童クラブ」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」等各種保育サービスへの支援を行いました。

特に県民ニーズの高い「病児・病後児保育事業」については、すべての市町村において利用できるよう支援を行ってきました。

今後は、これらの施策についてさらなる充実を図るとともに、地域で支える体制づくりに努める必要があります。

（1）子育て支援

① 保育所の優先入所の推進

市町村が実施するひとり親家庭の児童の保育所優先入所を支援しました。

② 放課後児童クラブの利用推進

「放課後児童クラブ」の定員増を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
設置数	362 校区	361 校区	355 校区	353 校区	349 校区
午後 5 時半を超えて開設している市町村数	40 市町村	40 市町村	40 市町村	40 市町村	39 市町村
登録できなかった児童数	104 人	90 人	69 人	76 人	91 人

③ 多様な保育サービスの推進

市町村が実施する延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育等の特別保育の実施場所の増加を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延長保育を実施している保育所等数	316 箇所	314 箇所	314 箇所	319 箇所	322 箇所
休日保育を実施している市町村数	9 市町	11 市町	10 市町	9 市町	9 市町

病児・病後児保育を実施している市町村数	39 市町村	39 市町村	39 市町村	39 市町村	41 市町村
一時預かりを実施している保育所の数	262 箇所	266 箇所	263 箇所	264 箇所	270 箇所

④ 子育て短期支援事業の推進

保護者の事情に配慮して、一時的又は数日間の短期入所生活援助や夜間養護を実施しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
ショートステイを実施している市町村数	29 市町	31 市町	33 市町	36 市町	36 市町村
トワイライトステイを実施している市町村数	21 市町	23 市町	24 市町	26 市町	27 市町村

⑤ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進

育児の援助を希望するひとり親に対して、ファミリー・サポート・センター事業等を推進しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
子育て世代（母子健康）包括支援センター設置市町村数	23 市町	42 市町村	42 市町村	42 市町村	42 市町村
地域子育て支援拠点施設を設置している市町村数	40 市町村	41 市町村	41 市町村	41 市町村	41 市町村
ファミリーサポート実施市町村数	33 市町	33 市町	34 市町	35 市町	35 市町

(2) 生活支援

① ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援

大学生等のボランティアが地域の公共施設等において塾形式や児童の家庭を訪問する家庭教師形式でひとり親家庭の児童等の学習を支援する事業を実施するとともに、事業を実施する市町村へ補助金を交付しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
学習支援事業を実施する市町村数	7市	7市	7市	7市	7市

② こども食堂への支援

こども食堂を支援する市町村に対し補助を行いました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
子ども食堂を実施又は支援する市町村数	7市町	9市町	14市町	14市町	13市町

③ ひとり親家庭等情報交換事業の実施

ひとり親家庭等に対し情報交換の事業を行いました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	1件	1件	1件	1件	1件

④ ひとり親家庭等の生活の安定を図るための総合的な支援の推進

ひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とした、ひとり親家庭等生活向上事業を実施しました。

⑤ 公営住宅の優先入居の推進

県営住宅のひとり親家庭の優先入居制度を実施するとともに、市町村営住宅の子育て世帯の優先入居制度の推進を支援しました。なお、現在、県営住宅においては、優先制度を適用せず対象者が入居できています。

⑥ 住宅セーフティネット制度の推進

子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や居住支援を行う法人の指定を推進しました。

・子育て世帯を含む住宅確保配慮者の入居を拒まない民間貸付住宅の登録

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録件数	5件	0件	1,819件	187件	64件

・居住支援を行う法人の指定の推進

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指定件数	2件(1)	0件	2件(1)	5件(3)	5件(4)

※()内は子育て世帯の相談に対応可能な法人数

⑦ DV 被害者等の緊急一時保護

DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児(者)に対して、女性相談支援センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設で緊急一時保護を実施しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	44件	17件	30件	42件	28件

⑧ 母子生活支援施設への入所保護

死別や離婚等などにより居住先が無い母子家庭に対し、子育てと生活ができるよう母子生活支援施設への入所・保護を実施しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県内施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
定員数	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯
入所状況	45世帯	23世帯	44世帯	35世帯	42世帯

※各年度4月1日時点の数値

5 経済的支援(目標5)

重要な経済的支えである児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金などについて、給付・貸付等を行いました。

今後も、引き続き給付・貸付等を行うとともに、制度についての周知を図る必要があります。

① 児童扶養手当の支給

ひとり親の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
受給者	12,252人	11,936人	11,611人	10,991人	10,620人
支給額	80億2,457万円	61億6,592万円	59億5,590万円	56億5,638万円	54億7,767万円

※R5年度分はR6.3.31時点の数値

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉を推進することを目的とした貸付を実施しました。

※岐阜市除く

年度	R1	R2	R3	R4	R5
貸付件数	274 件	247 件	240 件	232 件	195 件
貸付金額	1 億 8,073 万円	1 億 6,346 万円	1 億 4,498 万円	1 億 4,456 万円	1 億 1,987 万円

※貸付金には様々な種類がありますが、貸付件数の約9割がこどもが高校や大学に進学するための修学資金（修学に必要な授業料、書籍代、通学費等）、就学支度資金（就学に必要な入学金、被服等の購入費等）です。

③ 福祉医療(母子家庭等・父子家庭)制度についての補助

市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付し、支援を行いました。

<母子家庭等>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
補助金額	6 億 236 万円	5 億 2,990 万円	5 億 6,058 万円	5 億 7,701 万円	5 億 7,017 万円
人数	32,823 人	31,532 人	30,496 人	28,653 人	27,398 人
件数	472,106 件	393,529 件	417,502 件	427,904 件	414,970 件

<父子家庭>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
補助金額	2,649 万円	2,291 万円	2,309 万円	2,462 万円	2,410 万円
人数	1,603 人	1,467 人	1,478 人	1,386 人	1,321 人
件数	17,661 件	14,301 件	14,792 件	14,725 件	13,894 件

※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母及び当該児童並びに父母のいない18歳到達後の年度末までの児童

父子家庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父及び当該児童

④ 家計管理・生活支援講習会等事業の実施

家計管理や自立につながる内容の講習会を実施しました。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回

⑤ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書の交付

市町村において、児童扶養手当受給者に対し旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券割引証明書を交付しました。

⑥ 研修等による支援体制の整備

児童扶養手当の給付事務や母子父子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めました。

6 地域における活動の促進（目標6）

地域の母子・父子福祉団体の活動に対し支援を実施しました。

引き続き母子・父子福祉団体の支援及び連携を図っていくとともに、地域における活動を支援していく必要があります。

① 母子・父子福祉団体との連携

母子・父子福祉団体へ行政情報の提供を積極的に行いました。また、母子家庭等福祉施策事業（岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）を母子・父子福祉団体へ委託しました。

② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援

県のひとり親家庭等福祉向上のための中枢機関である（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会に対し、「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付しました。

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

1 離婚件数の推移

岐阜県の令和5年の離婚件数は2,602件で、令和元年から減少傾向にあります。

○岐阜県の離婚件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
離婚件数	3,004件	2,834件	2,578件	2,565件	2,602件

(参考) 全国数値

年度	R1	R2	R3	R4	R5
離婚件数	208,496件	193,253件	184,384件	179,099件	183,814件

出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、令和5年度末で10,620人となっており、令和元年度と比べると1,632人減少しています。

また、手当の受給者となった理由別では、「離婚」の割合が最も多く、令和5年度では84.9%となっており、次いで「未婚」が10.4%と高くなっています。

○岐阜県の児童扶養手当受給者と支給額の推移

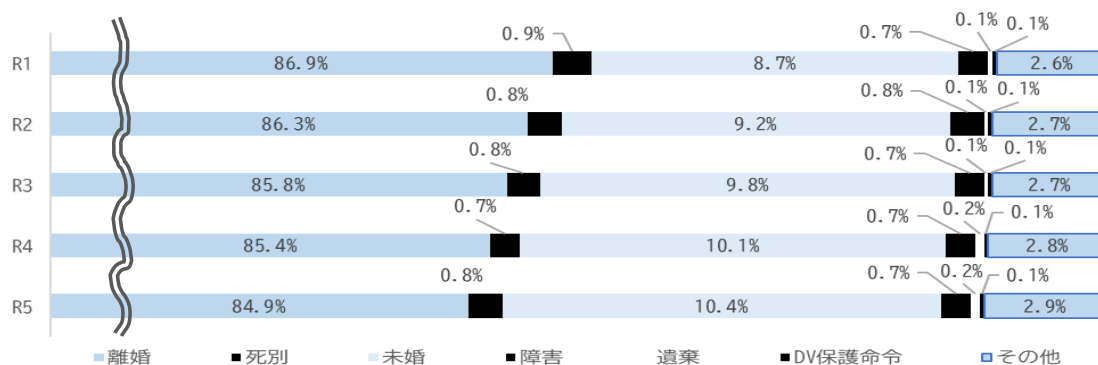
年度	R1	R2	R3	R4	R5
受給者	12,252人	11,936人	11,611人	10,991人	10,620人
支給額	80億2,457万円	61億6,592万円	59億5,590万円	56億5,638万円	54億7,767万円

出典：「福祉行政報告例」（受給者数）、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」（支給額）

(参考) 全国数値

年度	R1	R2	R3	R4	R5
受給者	900,675人	877,660人	854,473人	817,967人	未公表

○岐阜県の児童扶養手当受給者の推移（理由別）



3 ひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭の生活の状況を調査し、その結果を県の福祉施策に活用することを目的として、「令和5年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。

○ 調査対象

県内に居住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯

○ 調査の時期

世帯数調査：令和5年7月1日現在（母子・父子世帯）

アンケート調査：令和5年10月1日現在（母子・父子・寡婦世帯 ※抽出調査）

○ 調査事項

(1)本人及び世帯の状況 (2)就労、家計の状況 (3)生活の状況 (4)こどもの状況
(5)福祉制度の利用状況 (6)その他

○ 調査方法

(1)世帯数調査

市町村において、児童扶養手当受給資格者台帳等から管内の母子世帯・父子世帯数を調査しました。

(2)アンケート調査

母子世帯及び父子世帯は、世帯数調査を基に選定した市町村において、無作為抽出した対象世帯に対して郵送し、郵送又はオンライン回答で調査しました。また、寡婦世帯は、一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の会員等から無作為抽出した対象世帯に対して郵送し、郵送又はオンライン回答で調査しました。

○ 回収結果

区分	調査世帯数	回収世帯数	回収率
母子世帯	1,500	628	41.9%
父子世帯	750	319	42.5%
寡婦世帯	400	229	57.3%
合計	2,650	1,176	44.4%

(1) ひとり親家庭等の世帯数

○ 母子世帯

母子世帯数は14,492世帯で、前回調査から3,228世帯減少しました。

総世帯数に占める母子世帯の割合（以下「出現率」という。）は1.70%で、前回調査から0.46ポイント低下しました。

○ 父子世帯

父子世帯数は 979 世帯で、前回調査から 350 世帯減少しました。出現率は 0.12%で、前回調査から 0.04 ポイント低下しました。

(単位：世帯、%)

区分	調査年	今回調査		増減数	増減率
		世帯数	出現率		
母子世帯	令和 5 年度	14,492	1.70	△3,228	△18.2
	平成 30 年度	17,720	2.16		
父子世帯	令和 5 年度	979	0.12	△350	△26.3
	平成 30 年度	1,329	0.16		
総世帯数	令和 5 年度	851,094	/	31,919	3.9
	平成 30 年度	819,175			

出現率 = 該当世帯数 × 100 / 総世帯数

(参考) 全国数値

(単位：世帯)

母子世帯	令和 3 年度	1,195,000
	平成 28 年度	1,232,000
父子世帯	令和 3 年度	149,000
	平成 28 年度	187,000

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

(2) ひとり親になった理由

ひとり親世帯になった理由では、母子世帯では「生別」が 95.6%、「死別」が 4.4%、父子世帯では「生別」が 84.7%、「死別」が 15.3%となっており、ともに「生別」の割合が高く、特に母子世帯では「生別」が9割を超えています。また、寡婦世帯では、「死別」の割合が高く、62.5%となっています。

「未婚」の割合は、母子世帯の方が父子世帯に比べ、8.3 ポイント高くなっており、前回調査と比較すると、母子世帯では 0.5ポイント、父子世帯では 0.3 ポイントそれぞれ低下しています。

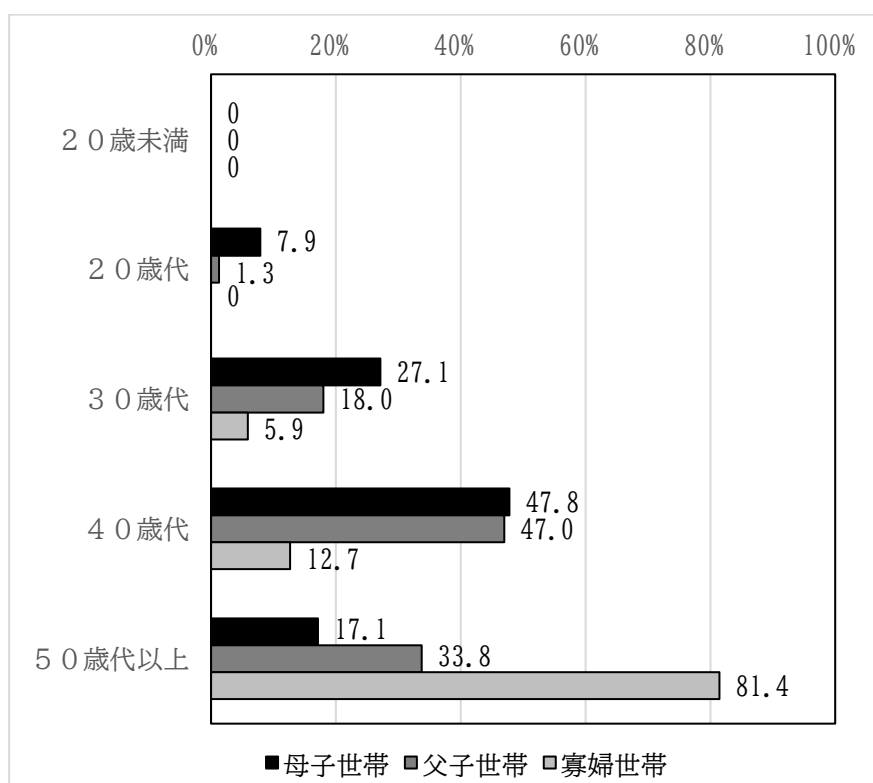
(単位：%)

区分	調査年	死別	生別								
			協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚	未婚	遺棄	行方不明	その他	小計
母子世帯	令和 5 年度	4.4	64.5	18.0	1.0	2.6	8.6	-	0.2	0.8	95.6
	平成 30 年度	3.9	65.0	18.5	0.4	1.9	9.1	-	0.3	1.0	96.2
父子世帯	令和 5 年度	15.3	66.5	10.9	1.0	1.9	0.3	-	0.3	3.8	84.7
	平成 30 年度	11.6	73.5	11.0	0.6	1.3	0.6	0.6	-	0.6	88.2
寡婦世帯	令和 5 年度	62.5	21.4	10.3	0.4	1.3	3.1	-	0.9	-	37.5
	平成 30 年度	84.4	6.1	6.1	0.7	1.4	-	-	0.7	0.7	15.7

(3) 母親、父親及び寡婦の年齢

調査時点の母親の年齢は「40 歳代」(47.8%)と「30 歳代」(27.1%)の割合が高く、30 歳代及び 40 歳代で約 7 割を占めています。これに対して、父親の年齢は「40 歳代」(47.0%)、「50 歳代以上」(33.8%)の割合が高く、40 歳代及び 50 歳代以上で 8 割を占めています。父子世帯の方が、母子世帯より年齢階層が高くなっています。また、「20 歳未満」と「20 歳代」は、母親は 7.9%、父親は 1.3%となっています。

前回調査と比較すると、母親の年齢の割合は「30 歳代」が 5.7 ポイント低下し、「50 歳代以上」が 7.0 ポイント上昇しています。父親の年齢の割合は「40 歳代」が 7.5 ポイント低下し、「50 歳代以上」が 7.6 ポイント上昇しており、母子世帯、父子世帯ともに高齢化している傾向がうかがえます。寡婦は、「50 歳代以上」で 81.4%を占めています。



(単位：%)

区分	調査年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上
母子世帯	令和 5 年度	—	7.9	27.1	47.8	17.1
	平成 30 年度	0.1	8.2	32.8	48.8	10.1
父子世帯	令和 5 年度	—	1.3	18.0	47.0	33.8
	平成 30 年度	—	4.5	14.7	54.5	26.2
寡婦世帯	令和 5 年度	—	—	5.9	12.7	81.4
	平成 30 年度	—	—	—	2.8	97.2

(参考) 全国数値

(単位：%)

区分	調査年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上
母子世帯	令和3年度	2.1	23.1	41.8	22.2	1.8
	平成28年度	1.7	25.0	43.7	18.8	1.8
父子世帯	令和3年度	0.4	9.4	32.8	37.3	11.2
	平成28年度	0.2	12.1	37.0	31.9	11.3

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

(4) 生活上の問題

困っていることについては、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯において「生活費」の割合が最も高く、母子世帯(73.8%)、父子世帯(64.3%)、寡婦世帯(62.2%)となっています。

次いで、母子世帯では「子育て・教育」(31.3%)、「仕事」(28.4%)、父子世帯では「子育て・教育」(26.6%)、「仕事」(21.7%)、寡婦世帯では、「自分や家族の健康」(38.9%)、「子育て・教育」(21.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「生活費」が母子世帯では6.5ポイント、父子世帯では3.0ポイント、寡婦世帯では29.5ポイントそれぞれ上昇しています。

(単位：%)

区分	調査年	生活費	仕事	住宅	家事	自分や家族の健康	医療費	子育て・教育	家族関係
母子世帯	令和5年度	73.8	28.4	13.6	6.3	26.5	5.8	31.3	5.3
	平成30年度	67.3	28.6	12.4	4.7	19.6	5.6	30.8	6.7
父子世帯	令和5年度	64.3	21.7	7.7	16.9	16.4	1.9	26.6	3.9
	平成30年度	61.3	29.0	4.8	21.8	16.1	1.6	31.5	4.0
寡婦世帯	令和5年度	62.2	20.0	11.1	7.8	38.9	12.2	21.1	13.3
	平成30年度	32.7	25.0	3.8	3.8	36.5	5.8	1.9	7.7

区分	調査年	実家・親戚との関係	近所との関係	再婚問題	相談相手がない	借金・ローンの返済	ひとり親家庭に対する偏見	特になし	その他
母子世帯	令和5年度	5.1	1.0	4.4	3.2	16.0	3.9	0.7	4.4
	平成30年度	2.7	2.0	5.8	5.4	17.1	5.4	6.1	2.0
父子世帯	令和5年度	2.9	1.4	6.8	6.8	19.8	2.9	0.5	3.4
	平成30年度	3.2	2.4	6.5	8.1	29.0	6.5	3.2	3.2
寡婦世帯	令和5年度	7.8	1.1	3.3	10.0	11.1	1.1	1.1	4.4
	平成30年度	7.7	3.8	-	5.8	7.7	1.9	15.4	9.6

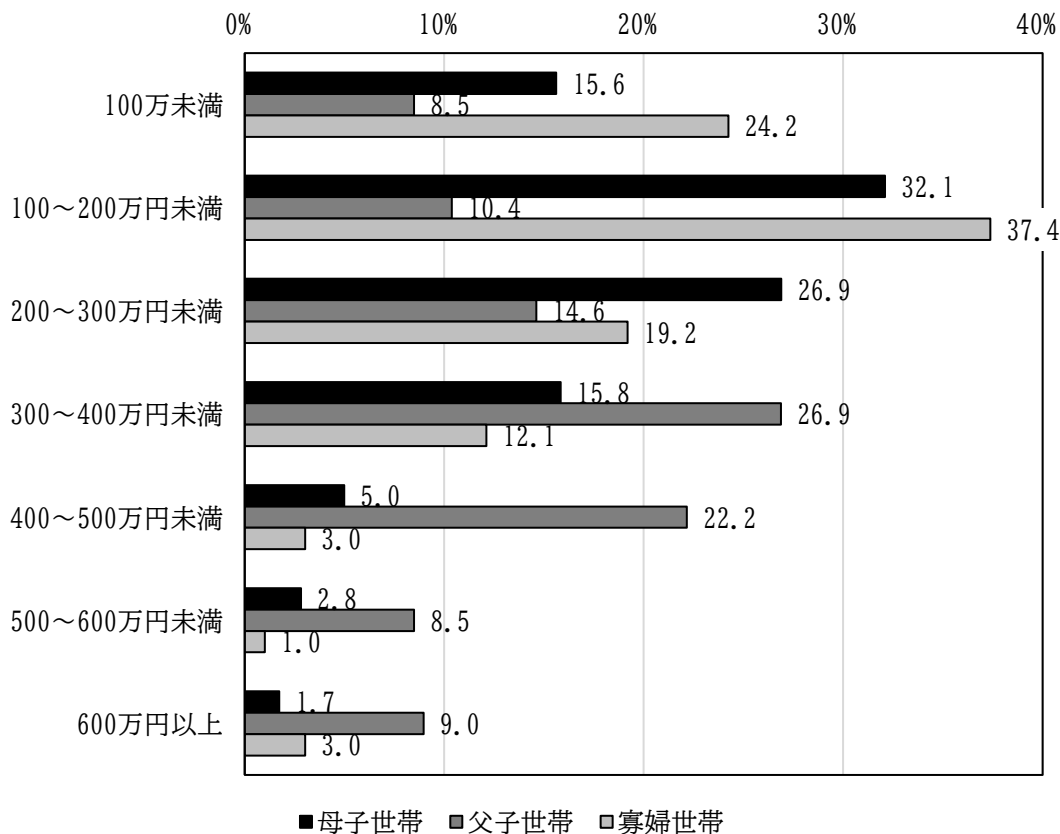
(5) 収入の状況

年間就労収入は、母子世帯では「100～200 万円未満」の割合が 32.1%で最も高く、「200～300 万円未満」(26.9%)、「300～400 万円未満」(15.8%)となっています。

一方、父子世帯では「300～400 万円未満」(26.9%)、「400～500 万円未満」(22.2%)、「200～300 万円未満」(14.6%)となっています。

寡婦世帯は、「100～200 万円未満」(37.4%)、「100 万円未満」(24.2%)、「200～300 万円未満」(19.2%)となっています。

前回調査と比較すると、世帯の年間就労収入が 300 万円未満の割合が母子世帯は 9.2 ポイント、父子世帯は 10.4 ポイントそれぞれ低下しています。



(単位：%)

区分	調査年	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上
母子世帯	令和5年度	15.6	32.1	26.9	15.8	5.0	2.8	1.7
	平成30年度	20.0	37.6	26.2	11.2	2.6	1.8	1.9
父子世帯	令和5年度	8.5	10.4	14.6	26.9	22.2	8.5	9.0
	平成30年度	5.4	11.7	26.8	30.4	13.4	9.0	0.5
寡婦世帯	令和5年度	24.2	37.4	19.2	12.1	3.0	1.0	3.0
	平成30年度	41.5	30.2	16.9	11.3	-	-	-

(参考) 全国数値

(単位：%)

区分	調査年	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
母子世帯	令和3年度	19.7	27.7	24.2	13.3	15.1	236万円
	平成28年度	22.3	35.8	21.9	10.7	9.2	200万円
父子世帯	令和3年度	7.5	5.3	11.6	20.1	55.5	496万円
	平成28年度	8.2	11.7	15.3	24.9	39.9	398万円

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

(6) 就労の状況

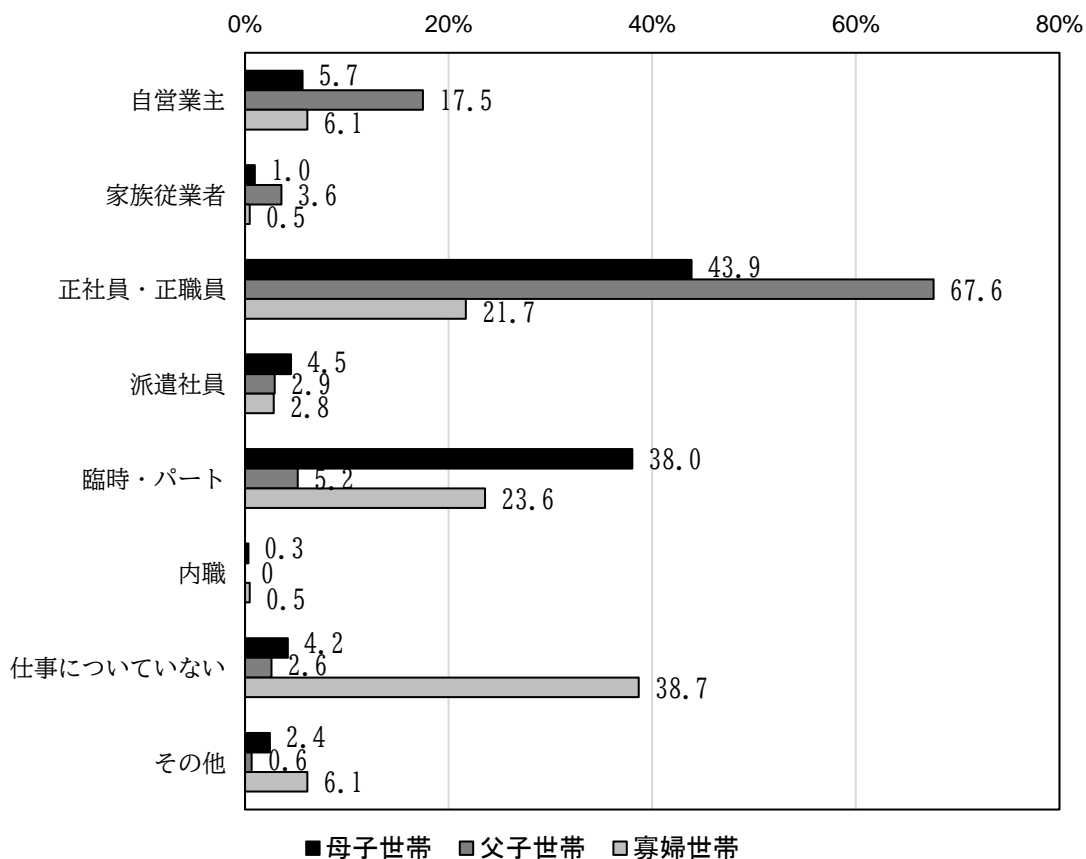
① 従業上の地位

従業上の地位は、母親では95.8%が就業していて、「正社員・正職員」が43.9%と最も多く、次いで「臨時・パート」が38.0%となっています。

父親では97.4%が就業していて、「正社員・正職員」が67.6%と最も多く、次いで「自営業主」が17.5%となっています。

寡婦では61.3%が就業していて、「臨時・パート」が23.6%と最も多く、次いで「正社員・正職員」が21.7%となっています。

前回調査と比較すると、就業している寡婦の割合が12.4ポイント上昇しています。



(単位：%)

区分	調査年	自営業主	家族 従業者	正社員・ 正職員	派遣社員	臨時・ パート	内職	仕事に ついて いない	その他
母子世帯	令和 5 年度	5.7	1.0	43.9	4.5	38.0	0.3	4.2	2.4
	平成 30 年度	3.5	0.8	37.9	3.9	41.6	1.0	7.8	3.5
父子世帯	令和 5 年度	17.5	3.6	67.6	2.9	5.2	-	2.6	0.6
	平成 30 年度	21.7	3.3	58.6	6.6	5.3	-	3.3	1.3
寡婦世帯	令和 5 年度	6.1	0.5	21.7	2.8	23.6	0.5	38.7	6.1
	平成 30 年度	4.3	2.9	7.9	0.7	21.6	2.9	51.1	8.6

(参考) 全国数値

区分	調査年	自営業主	家族 従業者	正社員・ 正職員	派遣社員	臨時・ パート	仕事に ついて いない	その他
母子世帯	令和 3 年度	5.0	0.5	48.8	3.6	38.8	9.2	2.4
	平成 28 年度	3.4	0.5	44.2	4.6	43.8	9.4	2.5
父子世帯	令和 3 年度	14.8	0.6	69.9	1.5	4.9	4.8	1.1
	平成 28 年度	18.2	2.6	68.2	1.4	6.4	5.4	1.4

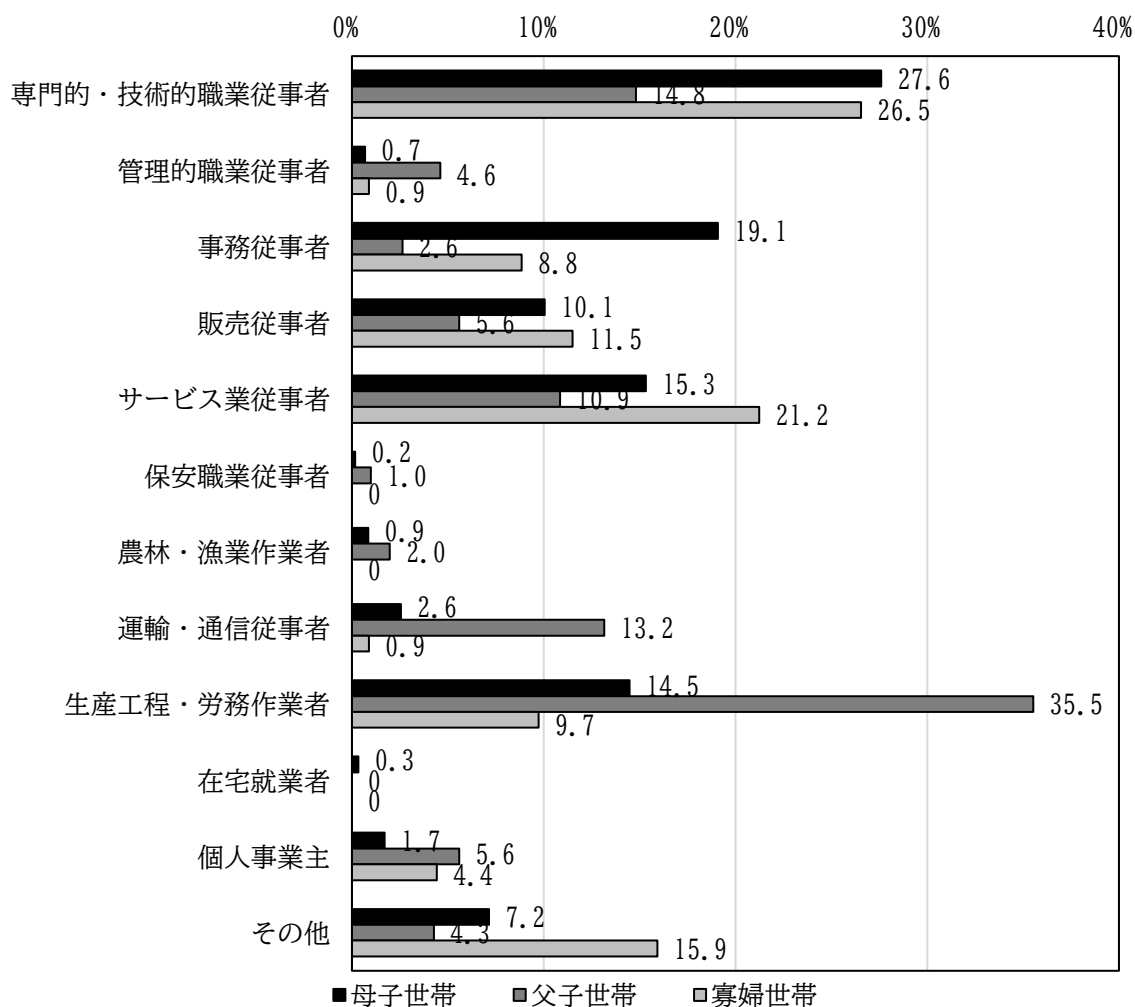
(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

② 仕事の職種

仕事の職種は、母親では「専門的・技術的職業従事者」が 27.6%で最も高く、「事務従事者」(19.1%)、「サービス業従事者」(15.3%)となっています。

父親では「生産工程・労務作業者」が 35.5%で最も高く、「専門的・技術的職業従事者」(14.8%)、「運輸・通信事業者」(13.2%)となっています。

寡婦では「専門的・技術的職業従事者」(26.5%)、「サービス業従事者」(21.2%)、「その他」(15.9%)となっています。



(単位：%)

区分	調査年	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業	運輸・通信従事者	生産工程・労務作業	在宅就業者	個人事業主	その他
母子世帯	令和 5 年度	27.6	0.7	19.1	10.1	15.3	0.2	0.9	2.6	14.5	0.3	1.7	7.2
	平成 30 年度	25.0	0.5	20.3	7.8	18.1	0.3	0.5	2.9	16.1	0.6	1.7	6.1
父子世帯	令和 5 年度	14.8	4.6	2.6	5.6	10.9	1.0	2.0	13.2	35.5	-	5.6	4.3
	平成 30 年度	17.1	2.7	0.7	6.2	7.5	0.7	2.7	17.1	34.9	-	5.5	4.8
寡婦世帯	令和 5 年度	26.5	0.9	8.8	11.5	21.2	-	-	0.9	9.7	-	4.4	15.9
	平成 30 年度	8.2	-	3.3	16.4	18.0	-	3.3	1.6	14.8	-	4.9	29.5

(参考) 全国数値

区分	調査年	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業	運輸・機械	生産工程・労務作業	在宅就業者	個人事業主	その他
母子世帯	令和 3 年度	22.5	1.5	22.9	9.0	18.8	0.1	0.6	0.7	7.3	0.3	4.5	4.7
	平成 28 年度	20.4	2.4	23.5	8.4	22.3	0.1	0.4	0.3	8.6	0.4	2.1	4.0
父子世帯	令和 3 年度	24.1	8.9	6.1	4.8	9.0	1.6	2.1	8.0	8.4	0.2	5.8	2.1
	平成 28 年度	20.5	9.8	6.1	4.8	9.0	1.6	2.1	6.6	10.1	0.3	5.5	0.6

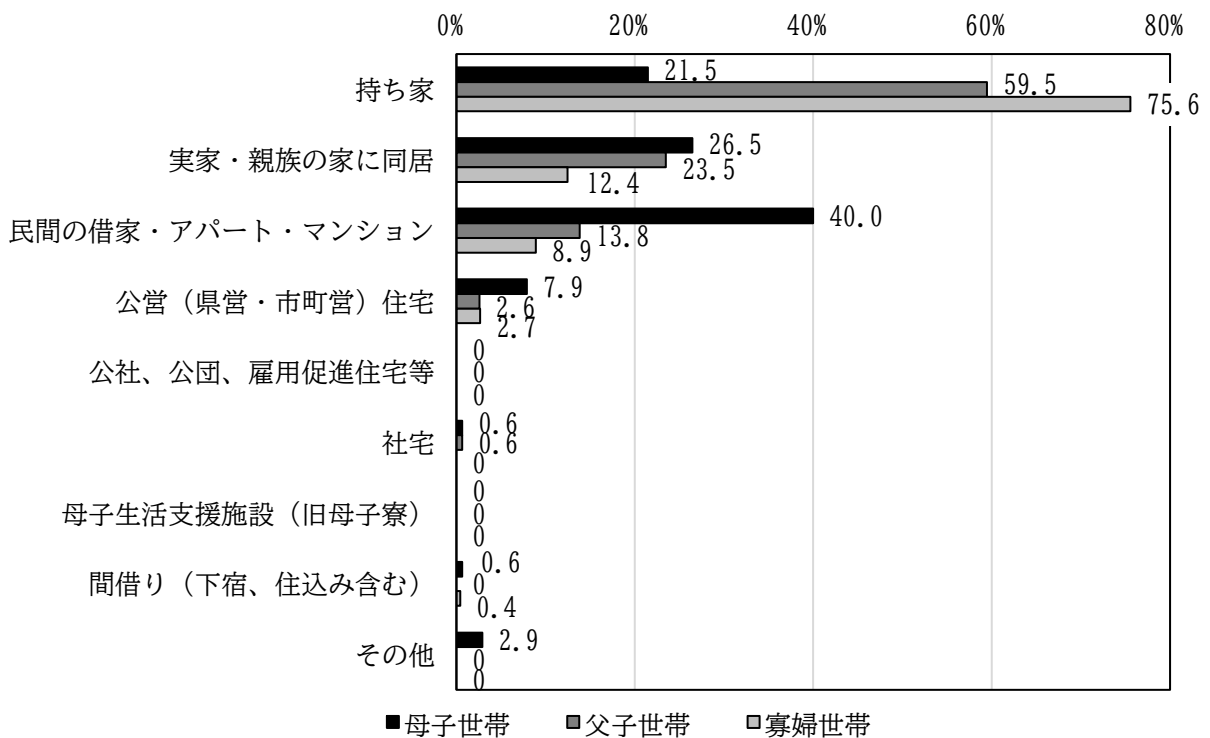
(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

(7) 住居の状況

住居の状況は、「持ち家」が、父子世帯が 59.5%、寡婦世帯が 75.6%となっていますが、母子世帯では 21.5%になっています。

母子世帯では、「民間の借家・アパート・マンション」が 40.0%で最も高く、「実家・親族の家に同居」(26.5%)、「持ち家」(21.5%)、「公営(県営・市町営)住宅」(7.9%)と続いています。父子世帯では、「持ち家」に続いて、「実家・親族の家に同居」(23.5%)、「民間の借家・アパート・マンション」(13.8%)と続いています。

前回調査と比較すると、母子世帯で「持ち家」及び「民間の借家・アパート・マンション」、父子世帯で「持ち家」、寡婦世帯で「民間の借家・アパート・マンション」の割合がそれぞれ上昇しています。



(単位: %)

区分	調査年	持ち家	同居 実家・親族の家に	民間の借家・アパ ート・マンション	公営(県営・ 市町営)住宅	公社、公団、雇 用促進住宅	社宅	母子生活支援施設 (旧母子寮)	間借り(下宿・住 込み含む)	その他
母子世帯	令和5年度	21.5	26.5	40.0	7.9	-	0.6	-	0.6	2.9
	平成30年度	18.7	30.8	38.6	8.2	0.3	0.7	-	0.7	2.0
父子世帯	令和5年度	59.5	23.5	13.8	2.6	-	0.6	-	-	-
	平成30年度	45.5	32.7	18.6	1.9	-	0.6	-	-	0.6
寡婦世帯	令和5年度	75.6	12.4	8.9	2.7	-	-	-	0.4	-
	平成30年度	90.4	4.1	3.4	2.1	-	-	-	-	-

(参考) 全国数値

(単位：%)

区分	調査年	持ち家	同居	賃借住宅	公営住宅	公社・ 公団住宅	社宅など	母子生活支援 施設(旧母子寮)	間借	その他
母子世帯	令和3年度	34.4	11.6	36.7	12.4	2.1	0.4		0.8	1.1
	平成28年度	35.0	13.2	33.1	13.1	2.3	-		-	2.7
父子世帯	令和3年度	66.0	8.1	17.6	3.1	1.2	1.8		0.5	0.7
	平成28年度	68.1	10.4	11.4	7.4	0.2	-		-	2.0

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

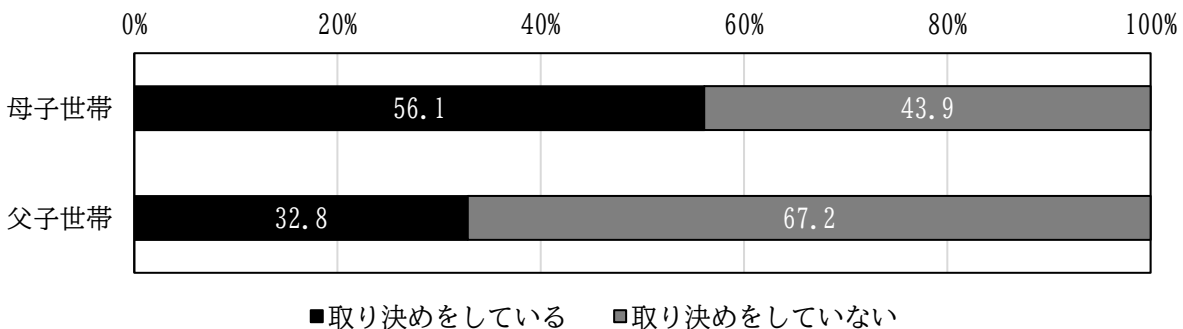
(8) 養育費の状況

① 養育費の取り決めの状況

養育費の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が 56.1%、「取り決めていない」の割合が 43.9%となっています。

父子世帯では「取り決めている」の割合が 32.8%、「取り決めていない」の割合が 67.2%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「取り決めていない」の割合が 14.8 ポイント低下しています。



(単位：%)

区分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	令和5年度	56.1	43.9
	平成30年度	51.8	48.2
父子世帯	令和5年度	32.8	67.2
	平成30年度	18.0	82.0

(参考) 全国数値

区分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	令和3年度	46.7	51.2
	平成28年度	42.9	54.2
父子世帯	令和3年度	67.2	69.0
	平成28年度	20.8	74.4

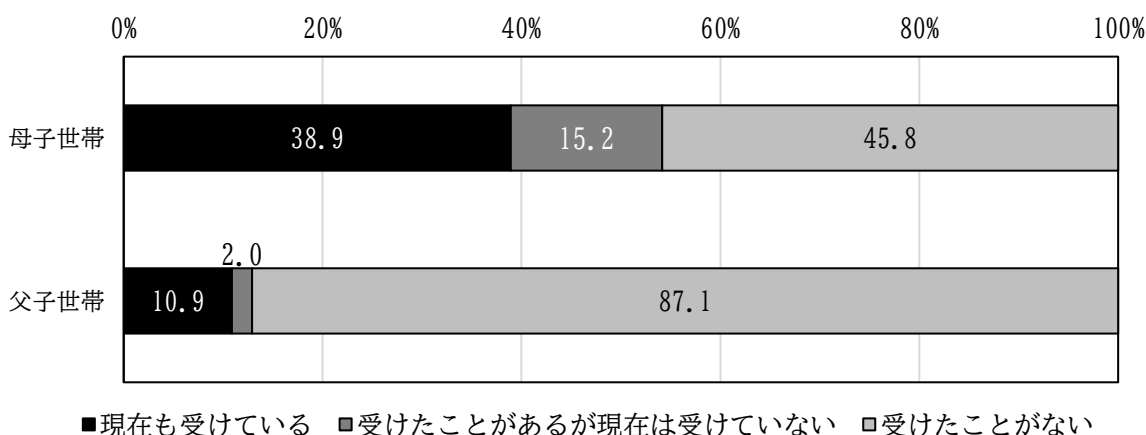
(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

② 養育費の受給状況

養育費の受給状況について、母子世帯では「受けたことがない」の割合が 45.8%、次いで「現在も受けている」の割合が 38.9%、「受けたことがあるが現在は受けていない」の割合が 15.2%となっています。

父子世帯では「受けたことがない」の割合が 87.1%、次いで「現在も受けている」の割合が 10.9%、「受けたことがあるが現在は受けていない」の割合が 2.0%となっています。

前回調査と比較すると、「現在も受けている」の割合が母子世帯で 2.4 ポイント、父子世帯で 7.0 ポイントそれぞれ上昇しています。



(単位：%)

区分	調査年	現在も受けている	受けたことがあるが現在は受けていない	受けたことがない
母子世帯	令和 5 年度	38.9	15.2	45.8
	平成 30 年度	36.5	16.2	47.3
父子世帯	令和 5 年度	10.9	2.0	87.1
	平成 30 年度	3.9	1.6	94.5

(参考) 全国数値

区分	調査年	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない
母子世帯	令和 3 年度	28.1	14.2	56.9
	平成 28 年度	24.3	15.5	56.0
父子世帯	令和 3 年度	8.7	4.8	85.9
	平成 28 年度	3.2	4.9	86.0

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

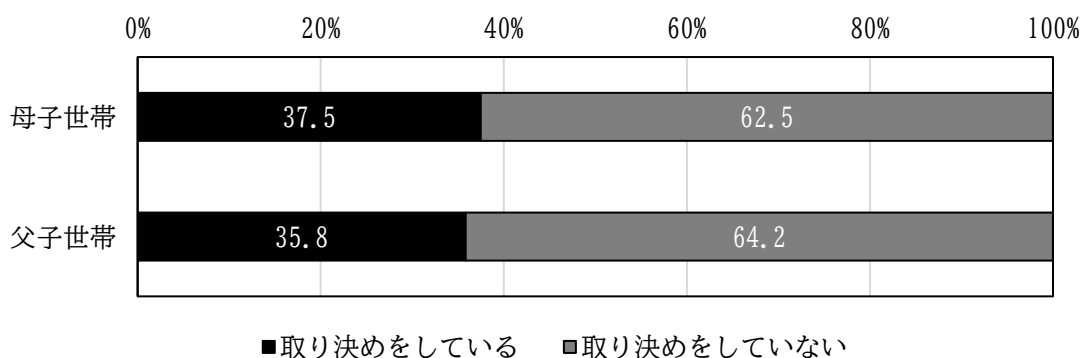
(9) 親子交流の状況

① 親子交流の取り決めの状況

親子交流の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が 37.5%、「取り決めていない」の割合が 62.5%となっています。

父子世帯では「取り決めている」の割合が 35.8%、「取り決めていない」の割合が 64.2%となっています。

前回調査と比較すると、「取り決めている」の割合が母子世帯で 4.2 ポイント、父子世帯で 9.8 ポイントそれぞれ上昇しています。



(単位：%)

区分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	令和 5 年度	37.5	62.5
	平成 30 年度	33.3	66.7
父子世帯	令和 5 年度	35.8	64.2
	平成 30 年度	26.0	74.0

(参考) 全国数値

区分	調査年	取り決めている	取り決めていない
母子世帯	令和 3 年度	30.3	66.6
	平成 28 年度	24.1	70.3
父子世帯	令和 3 年度	31.4	64.8
	平成 28 年度	27.3	66.9

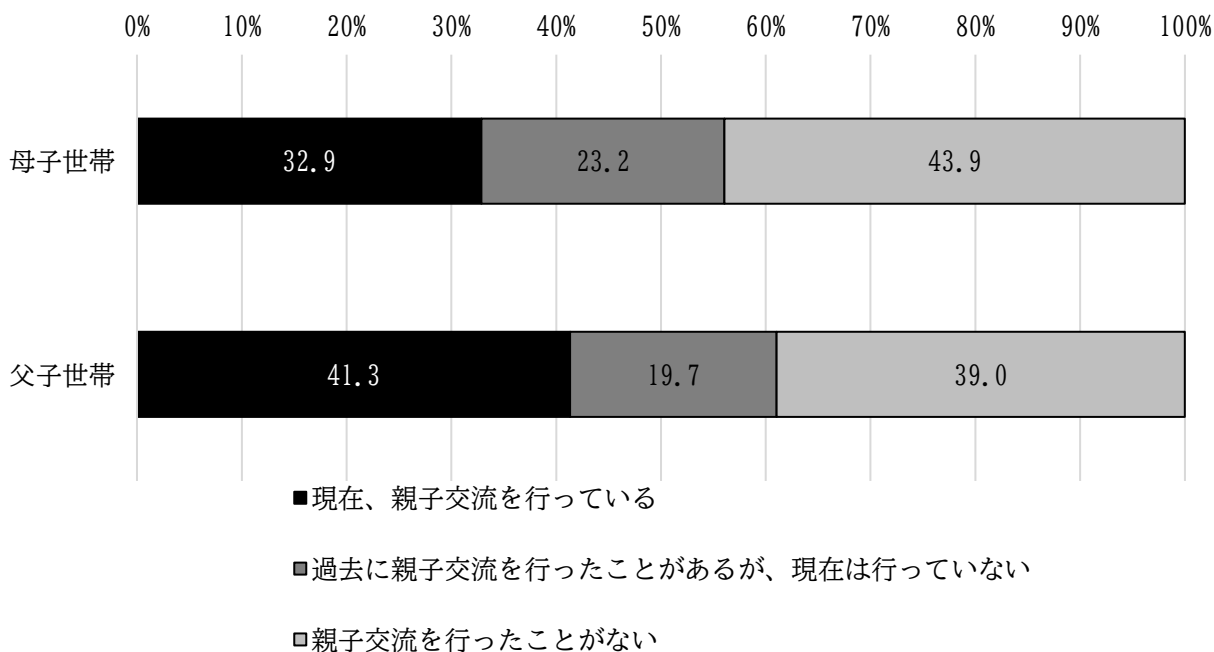
(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

② 親子交流の実施状況

親子交流の実施状況について、母子世帯では「親子交流を行ったことがない」の割合が43.9%、次いで「現在、親子交流を行っている」の割合が 32.9%、「過去に親子交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が 23.2%となっています。

父子世帯では「現在、親子交流を行っている」の割合が 41.3%、次いで「親子交流を行ったことがない」の割合が 39.0%、「過去に親子交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が 19.7%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「親子交流を行ったことがない」の割合が 6.2ポイント上昇しています。



(単位：%)

区分	調査年	現在、親子交流を行っている	過去に親子交流を行ったことがあるが現在は行っていない	親子交流を行ったことがない
母子世帯	令和 5 年度	32.9	23.2	43.9
	平成 30 年度	32.6	23.2	44.2
父子世帯	令和 5 年度	41.3	19.7	39.0
	平成 30 年度	44.3	22.9	32.8

(参考) 全国数値

区分	調査年	現在も親子交流を行っている	親子交流を行ったことがある	親子交流を行ったことがない
母子世帯	令和 3 年度	30.2	20.9	45.3
	平成 28 年度	29.8	19.1	46.3
父子世帯	令和 3 年度	48.0	15.7	31.6
	平成 28 年度	45.5	16.2	32.8

(出典：全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

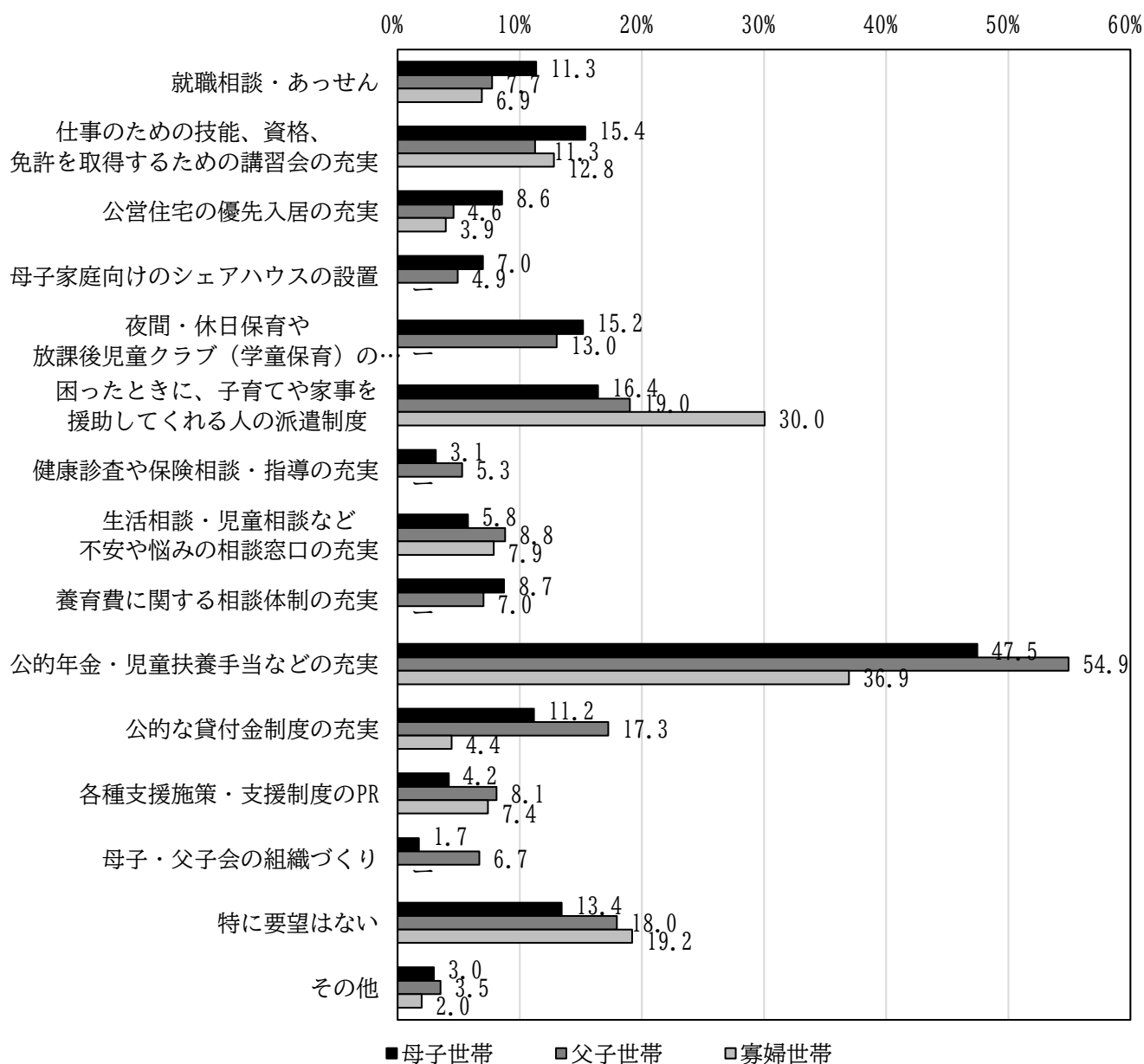
(10) 行政に対して希望すること

行政に対して希望することは、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が母子世帯で 47.5%、父子世帯で 54.9%、寡婦世帯で 36.9%とすべての世帯において最も高くなっています。

次いで、母子世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(16.4%)、「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(15.4%)が続いています。

父子家庭では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(19.0%)、「公的な貸付制度の充実」(17.3%)が続いています。

また寡婦世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(30.0%)、「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(12.8%)、「生活相談・児童相談など不安や悩みの相談窓口の充実」(7.9%)が続いています。

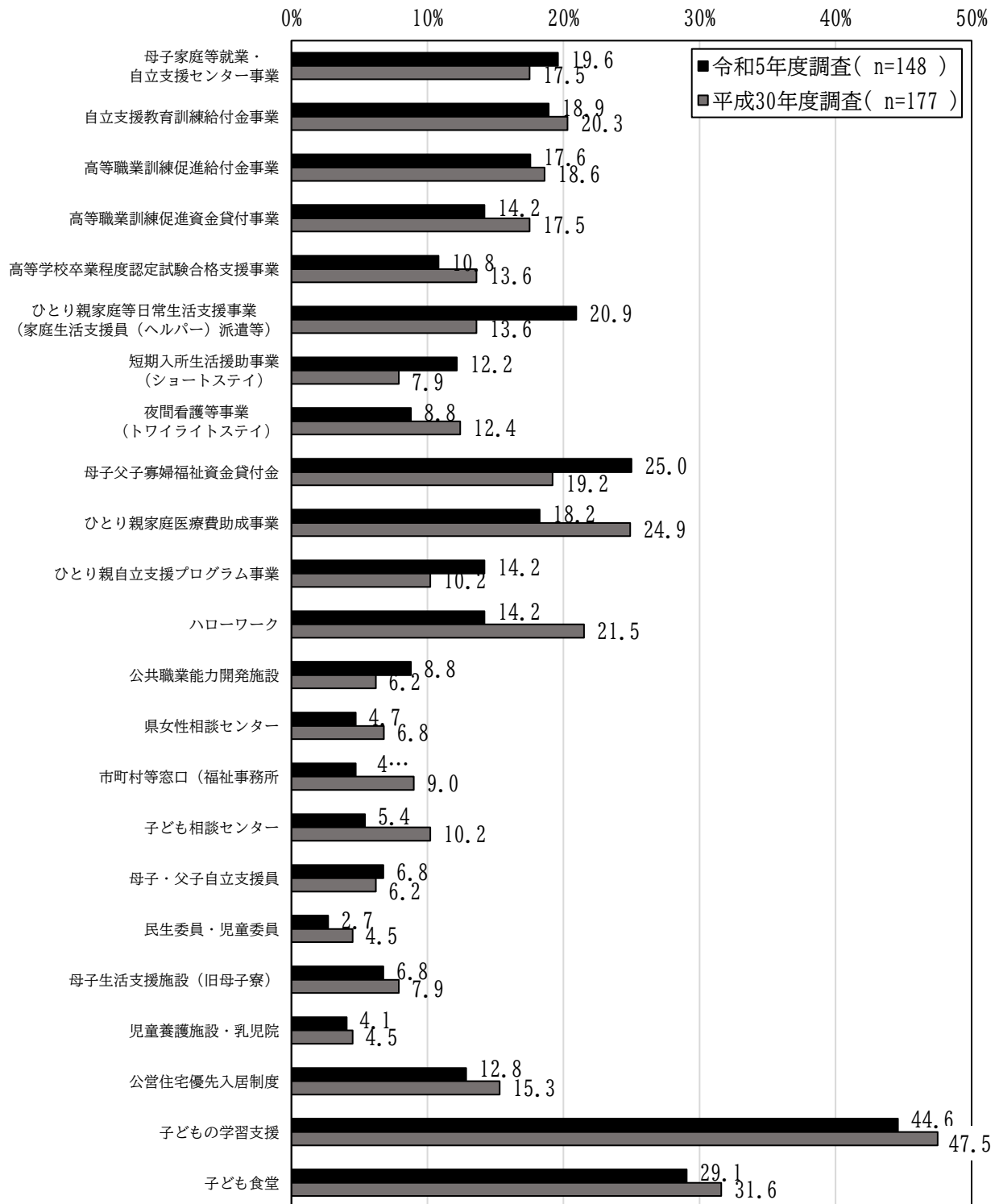


(11) 利用したいと考えている制度

① 母子世帯

「子どもの学習支援」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「子ども食堂」の割合が 29.1%、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の割合が 25.0%となっています。

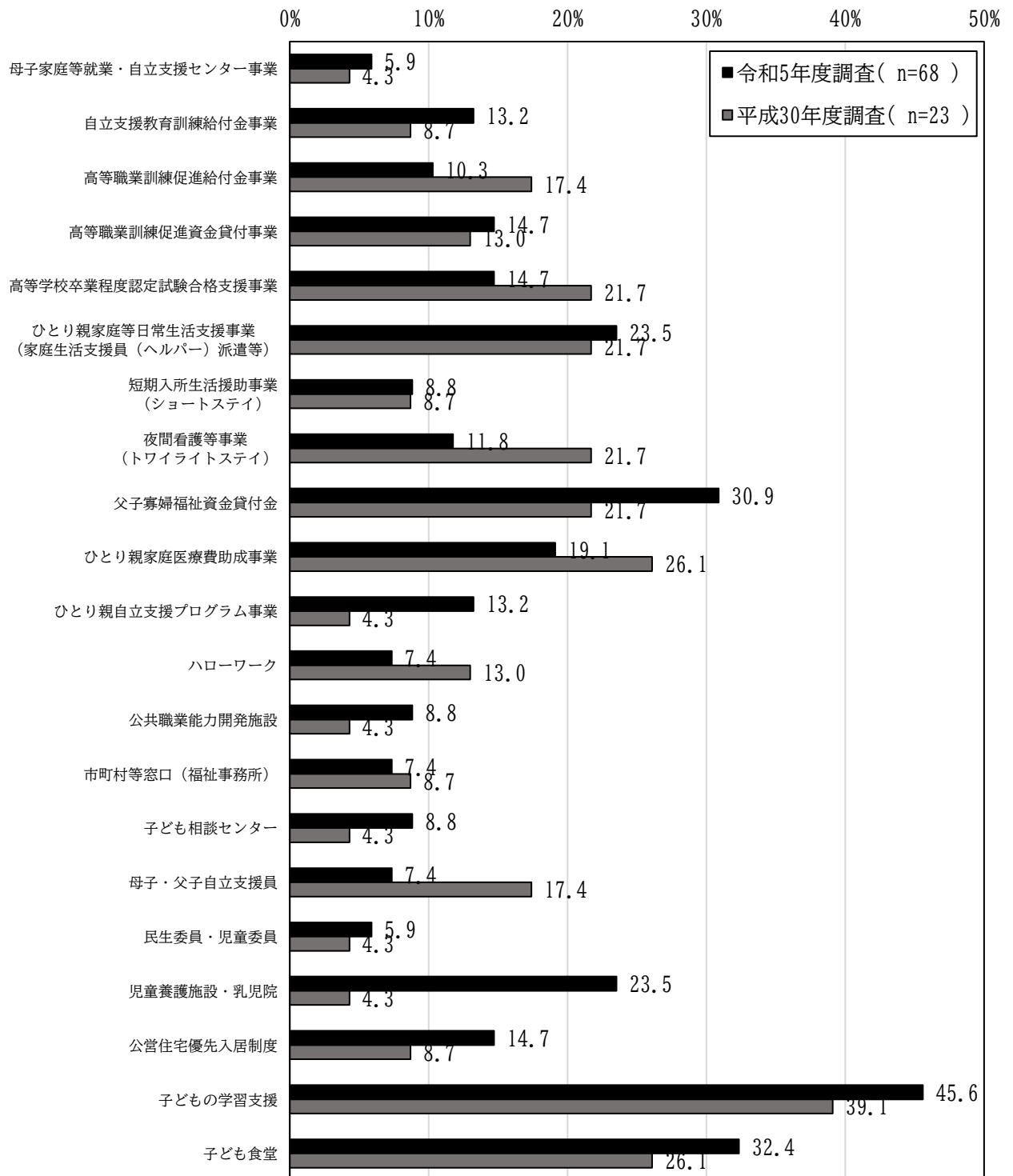
平成 30 年度調査と比較すると、「ひとり親家庭等日常生活支援事業（家庭生活支援員（ヘルパー）派遣等）」「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の割合が、それぞれ5.0 ポイント以上上昇しています。一方、「ハローワーク」「ひとり親家庭医療費助成事業」「市町村等窓口」「子ども相談センター」の割合が、それぞれ4.0 ポイント以上低下しています。



②父子世帯

「子どもの学習支援」の割合が 45.6%と最も高く、次いで「子ども食堂」の割合が 32.4%、「父子寡婦福祉資金貸付金」の割合が 30.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「児童養護施設・乳児院」の割合が最も上昇しています。一方、「母子・父子自立支援員」の割合が最も低下しています。

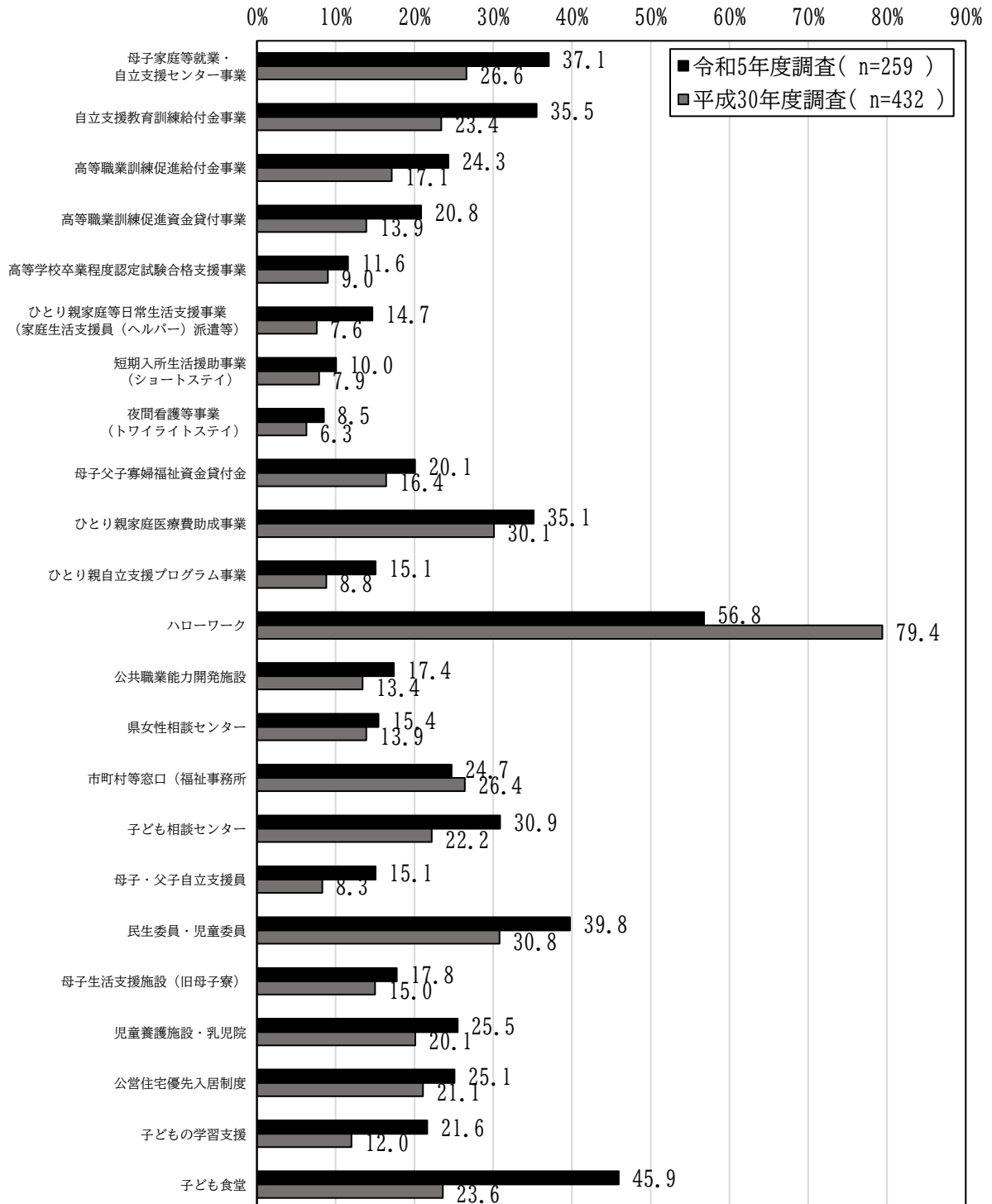


(12) 認知度

① 母子世帯

「ハローワーク」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「子ども食堂」の割合が 45.9%、「民生委員・児童委員」の割合が 39.8%となっています。

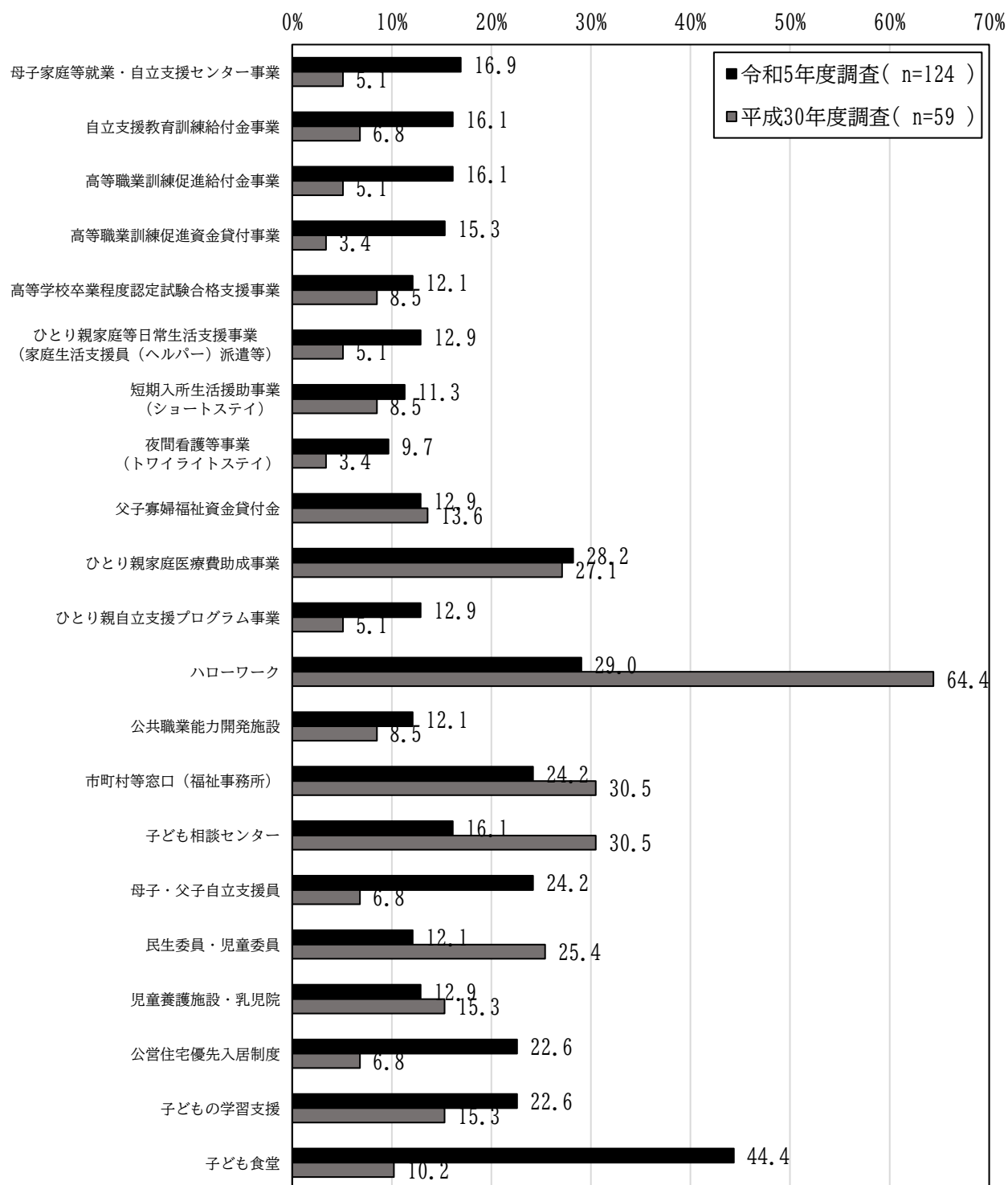
平成 30 年度調査と比較すると、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」「自立支援教育訓練給付金事業」「子ども食堂」の割合が 10 ポイント以上上昇しています。一方、「ハローワーク」の割合が 22.6 ポイント低下しています。



②父子世帯

「子ども食堂」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「ハローワーク」の割合が 29.0%、「ひとり親家庭医療費助成事業」の割合が 28.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、特に「子ども食堂」の割合が上昇しています。一方、「ハローワーク」の割合が特に低下しています。



4 ひとり親家庭等を取り巻く課題

(1) 母子家庭

(現状)

母子家庭の母の年間就労収入は「100～200万円未満」が最も多くとなっており、困っていることについては、「生活費」が最も高く、就業者のうち38.0%が「臨時・パート」となっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が44.6%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が29.1%となっています。

また、養育費を「受けたことがない」及び「受けたことはあるが現在は受けていない」割合は61.0%、「親子交流を行ったことがない」及び「過去に親子交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合は67.1%となっています。

(課題)

母子家庭に対しては、より収入が高い就業を可能にするため、**技能、資格取得のための講習会等の充実**や、相談機能のさらなる拡充を図っていく必要があります。

また、こどもの健全育成を図るため、**学習支援や子ども食堂のさらなる拡充・周知**を図るとともに、養育費確保や親子交流の実施の促進を図る必要があります。

(2) 父子家庭

(現状)

父子家庭の父の年間就労収入は「300～400万円未満」が最も多く、母子家庭の母と比較すると高くなっていますが、困っていることについては、「生活費」が最も高く、母子家庭の母と比較して「家事」が大幅に高くなっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる派遣制度」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が45.6%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が32.4%となっています。

親子交流の状況については、「取り決めをしていない」割合が64.2%、「親子交流を行ったことがない」及び「過去に親子交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合が58.7%となっています。

(課題)

父子家庭に対しては、仕事と家事・子育ての両立ができるよう、**生活支援など各種支援制度の周知**を図っていく必要があります。

また、こどもの健全育成を図るため、**学習支援や子ども食堂のさらなる拡充・周知**を図るとともに、親子交流の取り決めや実施の促進を図る必要があります。

(3) 寡婦

(現状)

寡婦の年齢は、50歳以上が81.4%となっています。

困っていることについては、「生活費」が最も高くなっています。

行政に対する要望については、母子家庭や父子家庭に比べ「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」の割合が高くなっています。

(課題)

寡婦に対しては、困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度についての要望が高くなっていることから、各種支援制度の情報提供を積極的に行っていく必要があります。

第4章 基本理念及び施策の柱

1 基本理念

岐阜県のひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりを推進するとともに、その子どもたちが尊重される社会を目指します。

2 施策の柱

本県におけるひとり親家庭等の状況を分析したうえで、より安定した子育てや就業、生活ができるよう支援するために、以下の6つを施策の柱とし、総合的に推進します。

1 相談機能及び情報提供の強化

- ・福祉事務所やひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親家庭等の子育て、生活に関する悩みや就業に関する悩みについて相談を受けるとともに、支援サービス等の情報を提供します。
- ・市町村、学校、医療機関、こどもの居場所などの様々な支援実施機関と連携し、相談機能及び各種支援策の情報提供の強化を図ります。

2 就業支援の促進

- ・ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、職業能力向上のための講習会の開催や、講座受講に対する支援、就業情報の提供や就職あっせん等の就業支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭等に対する社会的な理解の促進を図り、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境づくりに向けて、企業や関係機関と連携を深めていきます。

3 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進

- ・子どもにとっての生活の安定やこどもの健やかな成長を図るため、養育費の確保に対する相談体制の強化を図るとともに、親子交流支援に取り組みます。
- ・養育費の確保や親子交流に関する取り決めの促進が重要であることの社会認識が進むよう広報・啓発を実施します。
- ・離婚後の親権の共同行使をはじめとする家族法制の見直しに関し、各相談機関が適切に対応できるよう、相談関係者の資質向上を図ります。

4 子育て支援及び生活支援

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置や家庭支援事業の積極的な実施を市町村に働きかけるとともに、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービス等の充実による子育て支援を図ります。
- ・貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭のこども等が利用する学習支援やこども食堂等のこどもの居場所に対する支援の充実を図ります。

5 経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行います。
- ・ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を実施します。

6 地域における活動の促進

- ・ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域や関係団体における取組みの充実、地域活動への参加促進を図ります。
- ・こどもの居場所など、ひとり親家庭等を支えるための地域資源の拡大や相互の連携強化を図ります。

第5章 具体的施策

1 相談機能及び情報提供の強化			
具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施	○	○	県・市
<p>県及び市の福祉事務所等に配置されたひとり親自立支援員がひとり親家庭等の生活、子育て、就業等の各種相談を受け付ける総合的な窓口として、自立に向けた支援を行います。</p>			
② ひとり親家庭等に対する各種支援策の情報提供の強化	○	○	県
<p>児童扶養手当等の認定手続きや現況届時などの機会をとらえ、各市町村窓口等を通じて、ひとり親家庭等に対する各種支援策をわかりやすく説明した、リーフレットを配布するなどして情報提供を実施します。</p> <p>また、支援情報・育児情報等の総合的な情報についてホームページやSNSを活用した情報発信を行います。</p>			
③ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談の実施	○	○	県
<p>・相談、情報提供の充実</p> <p>相談員が就業に関する相談を中心に養育費相談、こころの相談、その他の相談にも応じ、適切な助言や情報提供等を行います。</p> <p>・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施</p> <p>離婚・親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施し、ひとり親家庭等の不安を取り除きます。</p>			
④ 巡回相談の実施	○	○	県・市
<p>相談窓口で相談する機会が得られにくいひとり親の方からの相談を広く受け付けることを目的として、ハローワークと連携し、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期に合わせ巡回相談を実施します。</p>			
⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の資質向上のための研修の実施	○	○	県
<p>高度化しているひとり親からの相談に対応するため、ひとり親自立支援員等相談関係者が専門的な視点を持ちつつ寄り添い型の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を実施します。</p> <p>特に、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや県女性相談支援センター、ひとり親自立支援員等様々な機関で相談対応する相談員が情報交換を行い、互いに連携を強めることができる合同研修会を実施します。</p>			

<p>⑥ 家族法制の見直しに係る相談対応</p> <p>令和6年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」において、離婚後の親権の共同行使、養育費の履行確保、安全・安心な親子交流等に関する規定が整備されたこと踏まえ、各相談機関において相談関係者の資質向上に向けた情報収集や研修等による知識の習得に努めます。</p>	○	○	県
<p>⑦ 民生委員・児童委員による地域における相談支援</p> <p>民生委員・児童委員が担当区域のひとり親家庭等の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が的確にひとり親家庭等の相談に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行います。</p>	○	○	県
<p>⑧ 女性相談支援センターにおける相談・情報提供の実施</p> <p>女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談支援員等と一緒に考え、助言や情報を提供します。 また、福祉サービス等を提供する関係機関、アウトリーチや居場所支援等を行う民間団体と協働して相談、保護を行い、困難な問題を抱える女性への支援を実施します。</p>	○ (母子のみ)	○	県
<p>⑨ 子ども相談センターにおける相談・情報提供の実施</p> <p>悩みを持っている子ども自身、親や家族、保育所や学校、地域の方から子どもについてあらゆる相談に応じ、共に考え、支援します。</p>	○	-	県
<p>⑩ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介</p> <p>ハローワークでは、仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行います。予約制・担当者制となっており、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援します。</p>	○	○	国

<p>・ひとり親自立支援プログラムに基づく資格取得・スキルアップ支援</p> <p>「高等職業訓練促進給付金」あるいは、「自立支援教育訓練給付金」または「ひとり親家庭等就業・自立支援センター講習会」等資格取得・スキルアップの支援制度の活用を図ります。また本人の意向を確認の上必要に応じて、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく支援事業につなぎ、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援が受けられるようにすることで、確実な就業を支援します。</p> <p>・生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業に向けた支援事業の活用等</p> <p>生活保護受給者等であるひとり親等に対し、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業支援の活用やハローワークにおいて「公的職業訓練の受講あっせん」を受けて資格取得・スキルアップをしたり、「トライアル雇用」等を活用し、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援を実施します。</p>	○	○	<p>国・ 県・市 (プログラム 策定は、県・ 市で実施。そ の後、支援に 合わせ国と連 携)</p>
<p>④ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上のための研修の実施</p>			
<p>専門的な視点できめ細やかな就業支援が行えるよう、ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上を図るため研修を実施します。</p>	○	○	<p>県</p>
<p>⑤ ひとり親等の就業支援に関する情報交換会議の実施</p>			
<p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワークをはじめ、ひとり親等の就業を支援する関係機関が連携を図るため、定期的に情報交換会議を開催し、効果的な支援の検討や情報交換を行います。</p>	○	○	<p>県</p>
<p>⑥ 岐阜県総合人材チャレンジセンター事業の実施</p>			
<p>若年層から中・高年齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談にキャリアカウンセラーが対応します。 職業紹介を行うハローワークを併設し、一体的に支援します。 就職に必要な基礎知識、就職活動のノウハウなどを提供します。</p>	○	○	<p>県</p>
<p>⑦ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討</p>			
<p>ひとり親等の雇用の促進に向け、各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、受注機会の増大を推進します。</p>	○	○	<p>県</p>

<p>⑧ 自立支援給付金事業の実施</p> <p>就業に結び付きやすい資格取得を目的に、養成機関で修業する際、その期間中の生活の不安から意欲があっても足踏みしてしまうことのないよう下記の自立支援給付金事業を通して安定した修業環境を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援教育訓練給付金事業 ※支給額等は令和6年度現在 <p>雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練終了後に給付金を支給することにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。</p> <p>【対象講座】</p> <p>雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格なし 受講に要した経費の60%（支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し） ・ 専門実践教育訓練給付金の受給資格なし 受講に要した経費の60%（支給上限160万円、1万2千円を超えない場合は支給無し） なお、当該教育訓練を修了した日の翌日から1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ就職等した場合は、受講に要した経費の85%（支給上限240万円、1万2千円を超えない場合は支給無し） ・ 雇用保険法による一般教育訓練給付金等の受給資格あり 雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額（1万2千円を超えない場合は支給無し） ・ 高等職業訓練促進給付金等事業 ※支給額等は令和6年度現在 <p>ひとり親が看護師や保育士など、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関に6月以上修業する場合に、生活の経済的負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p> <p>【対象資格】</p> <p>法令の定めにより養成機関において6月以上のカリキュラムが必要とされる資格</p> <p>【支給期間】</p> <p>修業する全期間（上限48か月）</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等職業訓練促進給付金 市町村民税非課税世帯 月額100,000円 （修業最終年次は月額140,000円） 市町村民税課税世帯 月額70,500円 （修業最終年次は月額110,500円） ・ 高等職業訓練修了支援給付金 市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円 	○	-	県・市
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	-----

<p>⑨ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施</p> <p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、生活基盤の安定を図るとともに、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親の自立の促進を図ります。</p> <p>【貸付額】（令和6年度現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 養成機関入学時に貸付 上限 50 万円 ・就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合に貸付 上限 20 万円 ・住宅支援資金 上限 4 万円（家賃の実費）×12 か月以内 <p>【返還免除規定】（令和6年度現在）</p> <p>（入学準備金・就職準備金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、県内において5年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。 <p>（住宅支援資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職等により、プログラム策定時より給与による所得が高くなり、県内において、1年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。 	○	○	県
<p>⑩ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施</p> <p>高等学校を卒業していないひとり親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、また、試験に合格した場合に、受講費用の負担を軽減するため、給付金を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了時給付金 受講費用の4割 上限 10 万円 ・合格時給付金 受講費用の2割 受講修了時給付金と合わせ上限 15 万円 	○	○	県・市
<p>⑪ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施</p> <p>ひとり親等が経済的自立を図ることができるよう、技能修得をするための資金を貸付けます。</p>	○	○	県
<p>⑫ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用</p> <p>就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援します。</p>	○ (父子は、児童扶養手当受給者に限る。)	—	国

⑬ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介 (きめ細かなマッチング・個別求人開拓) 【再掲】			
職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業及びその後の定着まで一貫して支援します。	○	○	国
⑭ トライアル雇用助成金の活用			
職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、一定期間試行雇用する事業主に対して助成金を支給する制度により、その後の常用雇用へつながる支援をします。	○	○	国
⑮ 職場適応訓練の受講			
実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をします。	○	○	国
⑯ 公的職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講あっせん			
個々の状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得やスキルアップを目的とした公的職業訓練の受講をあっせんし、早期再就職を促進するための支援をします。	○	○	国
⑰ 公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当の支給			
公共職業訓練受講期間中の生活保障となる訓練手当の支給により、ひとり親の職業訓練の受講機会の拡大及び職業技能の習得を支援します。	○	-	県
⑱ 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施			
児童扶養手当の現況届を提出する8月にハローワークとひとり親家庭等就業・自立支援センターが連携し、出張相談を実施します。	○	○	国

3 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
<p>① 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進のための広報・啓発の推進</p> <p>離婚によって別に生活する世帯となってもこどもの養育に対する責務は両親にあり、こどもにとっての生活の安定、こどもの健やかな成長を図るために、養育費の確保や親子（面会）交流に関する取り決めの促進が重要であることについての社会認識が進むよう、関係団体等と連携し、離婚前後の親等に対して、広報・啓発を行います。</p>	○	—	県
<p>② 養育費相談・養育費講習会の実施</p> <p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置して相談に応じるとともに、養育費確保に向け、養育費等相談支援センターや弁護士等と連携し、講習会を開催します。</p>	○	—	県
<p>③ 特別相談事業を活用した養育費に関する法律相談の実施</p> <p>一般相談では解決しにくい、法律上の問題等について、弁護士等専門家による養育費相談を実施します。</p>	○	—	県
<p>④ 親子交流支援事業の実施</p> <p>親子（面会）交流支援事業を適切に実施することにより、こどもの生活や精神面の安定、健やかな成長を図ります。また、別居親がこどもの成長を見守ることにより、実親としての養育の責務を果たすことやこどもの養育費を支払う意欲へつなげます。</p>	○	—	県
<p>⑤ 家族法制の見直しに係る相談対応【再掲】</p> <p>令和6年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」において、離婚後の親権の共同行使、養育費の履行確保、安全・安心な親子交流等に関する規定が整備されたこと踏まえ、各相談機関において相談関係者の資質向上に向けた情報収集や研修等による知識の習得に努めます。</p>	○	○	県

4 子育て支援及び生活支援									
子 育 て 支 援									
具 体 的 施 策	対 象 者		実 施 主 体						
	ひとり親	寡婦							
① 保育所の優先入所の推進	○	-	市町村						
ひとり親家庭の児童の保育所の優先入所を支援し、安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。									
② 放課後児童クラブの利用推進	○	-	市町村						
<p>仕事と子育ての両立支援及び児童の放課後の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」にひとり親家庭の児童の優先入所を促進し、ひとり親家庭の就業支援を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ等の利用可能校区数</td> <td>349 校区</td> <td>ニーズのある全小学校区</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 (待機児童数)</td> <td>91 人</td> <td>0 人</td> </tr> </tbody> </table>				項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	放課後児童クラブ等の利用可能校区数	349 校区	ニーズのある全小学校区
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)							
放課後児童クラブ等の利用可能校区数	349 校区	ニーズのある全小学校区							
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 (待機児童数)	91 人	0 人							
③ 多様な保育サービスの推進	○	-	市町村						
<p>社会情勢や就業形態の多様化や、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数</td> <td>291 事業</td> <td>300 事業</td> </tr> </tbody> </table>				項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数	291 事業	300 事業
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)							
「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数	291 事業	300 事業							

<p>④ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進</p> <p>各市町村で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置をさらに促進するとともに、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点事業、こどもを預けたい人とこどもを預かる人が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポートセンター事業等、地域の実情に応じた子育て支援サービスの活用促進を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭センター設置市町村数</td> <td>28 市町村</td> <td>42 市町村</td> </tr> <tr> <td>「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】</td> <td>291 事業</td> <td>300 事業</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	こども家庭センター設置市町村数	28 市町村	42 市町村	「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】	291 事業	300 事業	○	-	市町村			
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)													
こども家庭センター設置市町村数	28 市町村	42 市町村													
「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】	291 事業	300 事業													
<p>⑤ 家庭支援事業の推進</p> <p>家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を実施する市町村数が拡大するよう、研修や会議の中で好事例の共有を行うなど、事業化の促進を図るとともに、家庭支援事業の事業拡大に向け、多様な担い手の確保を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村子ども子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を達成した市町村数</td> <td>-</td> <td>42 市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村が子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、子ども家庭支援センター数</td> <td>8 箇所</td> <td>16 箇所</td> </tr> <tr> <td>「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】</td> <td>291 事業</td> <td>300 事業</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	市町村子ども子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を達成した市町村数	-	42 市町村	市町村が子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、子ども家庭支援センター数	8 箇所	16 箇所	「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】	291 事業	300 事業	○	-	市町村
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)													
市町村子ども子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を達成した市町村数	-	42 市町村													
市町村が子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、子ども家庭支援センター数	8 箇所	16 箇所													
「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数【再掲】	291 事業	300 事業													

生活支援												
具体的施策	対象者		実施主体									
	ひとり親	寡婦										
<p>① ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援事業の実施支援</p> <p>ひとり親家庭や生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村に対し、経費等を補助します。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援事業を実施する市町村数</td> <td>23 市町</td> <td>30 市町村</td> </tr> <tr> <td>オンライン学習支援事業に参加するこどもの所在町村数</td> <td>0 町村</td> <td>21 町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	学習支援事業を実施する市町村数	23 市町	30 市町村	オンライン学習支援事業に参加するこどもの所在町村数	0 町村	21 町村	○	—	県・市町村
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)										
学習支援事業を実施する市町村数	23 市町	30 市町村										
オンライン学習支援事業に参加するこどもの所在町村数	0 町村	21 町村										
<p>② こども食堂への支援</p> <p>ひとり親家庭のこどもなど、支援の必要なこどもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしてのこども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R5 年度末)</th> <th>目標 (R11 年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども食堂を実施又は支援する市町村数</td> <td>22 市町</td> <td>42 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)	こども食堂を実施又は支援する市町村数	22 市町	42 市町村	○	—	県・市町村			
項目	現状 (R5 年度末)	目標 (R11 年度末)										
こども食堂を実施又は支援する市町村数	22 市町	42 市町村										
<p>③ 子どもの居場所応援センターの設置</p> <p>こどもの居場所を増加及び持続・継続させていくため、(社福)岐阜県社会福祉協議会へ、居場所からの相談、人材育成、企業等へ支援者の呼びかけ等を委託し、居場所への側面的支援を実施します。</p>	○	—	県									
<p>④ ひとり親家庭等情報交換事業の実施</p> <p>ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。</p>	○	○	県									
<p>⑤ ひとり親家庭等の生活の安定を図るための総合的な支援の推進</p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助などの実施を推進するほか、ひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とした、ひとり親家庭等生活向上事業の実施を推進します。</p>	○	○	県・市町村									
<p>⑥ 公営住宅の優先入居の推進</p> <p>生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅への子育て世帯の優先入居制度を実施します。</p>	○	—	県・市									

⑦ 住宅セーフティネット制度の推進	○	-	県・市
子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や、居住支援を行う法人の指定を推進します。			
⑧ DV 被害者等の緊急一時保護	○	-	県
DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児（者）を、遠隔地、深夜等の理由で女性相談支援センターへ移送することが困難である場合に、翌日等に女性相談支援センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設で緊急一時保護を行います。	(母子のみ)		
⑨ 母子生活支援施設の活用の促進	○	-	県・市
死別や離婚等により居住先がない、DVからの避難・保護などの困難を抱えた母子家庭等が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭等を母子生活支援施設において早期に保護するとともに、福祉事務所等関係機関とも連携し、地域社会への円滑な移行や自立に向け、支援します。	(母子のみ)		

5 経済的支援			
具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
<p>① 児童扶養手当の支給</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、市町村と連携して児童扶養手当の制度の周知徹底を図るとともに、適正な支給を行います。</p> <p>【児童扶養手当支給額（月額）】 令和6年11月現在</p> <p>所得制限の規定があり、前年度の所得により支給額が決定されます。</p> <p>第1子 月額 45,500円～10,740円 第2子以降 月額 10,750円～5,380円</p> <p>※前年度の所得が一定以上の場合支給停止となります。 ※令和6年11月分以降、第3子以降に係る加算額を第2子と同額に引上げ</p>	○	—	県・市
<p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施</p> <p>経済的自立の助成や生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けを行います。</p> <p>【資金の種類】</p> <p>① 事業開始資金 ② 事業継続資金 ③ 修学資金 ④ 技能習得資金 ⑤ 修業資金 ⑥ 就職支度資金 ⑦ 医療介護資金 ⑧ 生活資金 ⑨ 住宅資金 ⑩ 転宅資金 ⑪ 就学支度資金 ⑫ 結婚資金</p>	○	○	県
<p>③ 福祉医療（母子家庭等・父子家庭）制度についての補助</p> <p>ひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助します。</p> <p>※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童及び父母のいない18歳到達後の年度末までの児童 父子家庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童</p>	○	—	県・市町村
<p>④ 家計管理・生活支援講習会等事業の実施</p> <p>ひとり親家庭等からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を行うとともに、家計管理や自立につながる内容の講習会を実施します。</p>	○	○	県
<p>⑤ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書の交付</p> <p>生活の安定を図り、就業・修業支援を行うため、児童扶養手当受給者に対し、旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書を交付します。</p>	○	—	市町村

⑥ 研修等による支援体制の整備			
<p>児童扶養手当の給付事務や母子父子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めます。</p>	○	○	県

6 地域における活動の推進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 母子・父子福祉団体との連携			県・市 町村
母子・父子福祉団体に対し、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携するなど、行政情報の提供を積極的に行い、ひとり親家庭等支援の増進に努めます。	○	○	
② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援			県
(一財)岐阜県母子寡婦福祉連合会の活動に対する支援として「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付します。	○	○	
③ こどもの居場所の拡大			県・市 町村
ひとり親等のこどもが気軽に利用できるこどもの居場所は、こどもの経験等に寄与するとともに、困りごとの把握など地域とのつながりやひとり親の子育てにも寄与するものであるため、こどもの居場所の拡大を推進します。	○	—	
④ ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援事業の実施支援【再掲】			県・市 町村
ひとり親家庭のこどもなど、支援に必要なこどもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村に対し、経費等を補助します。	○	—	
⑤ こども食堂への支援【再掲】			県・市 町村
ひとり親家庭のこどもなど、支援の必要なこどもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしてのこども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。	○	—	
⑥ ひとり親家庭等情報交換事業の実施【再掲】			県
ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。	○	○	

第6章 計画の推進

1 国、県、市町村、関係団体との役割及び分担

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、本計画の推進にあたっては、国、市町村、さらには母子・父子福祉団体等の関係団体と適切に役割を分担しながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

特に「就業支援の促進」に関しては、県商工労働部、ハローワークなどとひとり親家庭等の就業支援に関する情報交換会議を定期的を開催するなど、ひとり親家庭等に対する効果的な支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていく必要があります。

(1) 国の役割

- ① ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行い、効果的な政策展開のための調査・研究の実施、ひとり親家庭等に係る施策の普及啓発、関係者の研修等を行うこととされています。
- ② 県や市におけるひとり親家庭等施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、県及び市の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、県や市町村に対する支援を行うこととされています。

(2) 県の役割

- ① 本計画に基づき、ひとり親家庭等の自立支援に向けた総合的な施策を展開します。
- ② 広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、連携や支援を図ります。
- ③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施するにあたり、県商工労働部、ハローワーク等関係機関と連携して、ひとり親家庭に対する就業支援情報交換会議を定期的を開催し、ひとり親家庭等に対する効果的な就業支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行います。

(3) 市町村の役割

- ① 地域のひとり親家庭等の身近な窓口として相談に応じるとともに、きめ細やかな支援情報の提供を行うことが必要です。

- ② 市においては国の基本方針に即した市の「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定や「母子・父子家庭自立支援給付金事業」をはじめとするひとり親への就業支援事業の実施等、地域の実情に応じたひとり親家庭等施策を推進することが求められています。
- ③ 町村においては、県と連携して、本計画が推進するひとり親家庭等への施策を、地域の実情に応じて推進することが求められています。

(4) 母子・父子福祉団体の役割

- ① 当事者団体である母子・父子福祉団体においては、県内のひとり親家庭等の自立の促進に向けて、事業実施を含む共助活動や雇用促進などの主体的な活動を進めることが求められています。
- ② 関係機関と連携し、ひとり親家庭等の支援制度を効果的に活用することによりひとり親等の自立促進の求心力として活動を進めることが求められています。
- ③ 団体会員の高齢化や加入率の低下による組織活動の低下という課題に対し、次世代リーダーの育成や若い世代のひとり親の活動への参加を促進して、団体活動の活性化に取り組むことが求められています。

2 各種計画との連携

本実行計画の基本計画（上位計画）の位置づけにある「岐阜県子ども計画」は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「岐阜県子どもの貧困対策計画」なども兼ねています。

本実行計画の推進にあたっては、「岐阜県子どもの貧困対策実行計画」をはじめとする各種実行計画に基づく諸施策とも連携を図ります。

3 地域との協働

ひとり親家庭等が直面している様々な悩みや問題の中には、実際に生活している地域社会に関わることで解決できる場合があります。そのため、地域住民や団体等による身近な地域支援活動の充実やひとり親家庭等が積極的に地域活動に参加していくことが重要です。

さらに民間企業においては、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう職場環境を整えることが求められています。

(1) 地域での活動の推進

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体、NPO 等によるひとり親家庭等に対する地域での支援活動を推進します。またそれぞれの活動を推進するだけでなく、団体間の連携を構築することで、地域の総合的な支援力を向上させます。

(2) ひとり親家庭等の地域活動への参加推進

ひとり親家庭等が身近な地域において、子育てや生活上の悩みや問題の解決に関する様々な情報を得て、必要な支援が受けられるためにも、自らが積極的に地域のさまざまな団体や行事に参加することが重要です。母子・父子福祉団体等が主催するボランティア活動や地域行事に限らず、こどもの学習支援やこども食堂など地域の多様な活動に参加することを推進します。

(3) 民間企業における環境整備

ひとり親等の就業を促進するため、「特定求職者雇用開発助成金」や「トライアル雇用助成金」などの施策を積極的に活用するよう求めています。また、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実や取得促進など雇用環境を改善することが求められています。

資料編

資料1 用語解説

索引	用語	説明
あ	親子交流	離婚後又は別居中にこどもを養育・監護していない方の親がこどもと面会等を行うこと。
か	家庭支援事業	市町村が行う、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」又は「親子関係形成支援事業」の6事業の総称。
	家庭生活支援員	ヘルパー等の資格を持つ生活援助者。
	こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。 設置根拠：児童福祉法第10条の2、母子保健法第22条 設置主体は市町村（努力義務）
	こども食堂	こどもの居場所づくりの一つとして、こどもたちに対し、民間支援団体等が無料又は安価で食事を提供する取組み。
さ	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない父子・母子家庭等の生活の安定と自立促進のために支給される手当。
	就業支援講習会	就業経験がない方や専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある方などに対し、託児サービスを併設して、介護職員初任者講習や医療事務講習、などの講習会や就業支援に関するセミナーなどを開催。
	ショートステイ	保護者の疾病や育児不安などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育・保護を行うことにより、こどもとその家庭の福祉の向上を図る事業。

索引	用語	説明
た	地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場。
	トライアル雇用	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとする制度。
	トワイライトステイ	保護者が仕事等により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、こどもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において、生活指導、食事の提供等を行うことにより、そのこどもとその家庭の生活の安定、福祉の向上を図る事業。
は	ハート購入制度	障がい者を多数雇用している企業や在宅就業支援団体等及び母子・父子福祉団体に対し、県が優先的に物品又は役務の発注を行う制度。
	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、ひとり親等の自立支援を総合的に行う機関。
	ひとり親自立支援員	県事務所福祉課や市の福祉事務所等において、ひとり親家庭等に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者。
	病児・病後児保育	こどもが発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するほか、保育中に体調不良になったこどもへの緊急対応等を行うもの。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域住民同士で助け合う仕組みをつくり、こどもの預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

索引	用語	説明
は	福祉医療制度	所得の低い母子家庭、父子家庭等について、病院等で要した医療費の自己負担分を助成する制度。（助成内容は市町村により異なる。）
	放課後児童クラブ	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもを対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
	母子生活支援施設	18歳未満のこどもを養育している母子家庭等で、死別や離婚、DVからの避難・保護等で居住先がないなど生活上の問題を抱えた母親とこどもを一緒に入所・保護し、安心して子育てと生活ができるよう自立に向け援助する施設。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を目的とした貸付。
	母子・父子福祉団体	ひとり親家庭等の福祉を増進することを主たる目的とし、営利を目的としない法人であり、役員半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子である団体。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、市町村の担当区域において生活や子育て等について広く相談に応じる者。

資料2 主な相談機関

1 総合的な相談窓口

■ 県事務所、福祉事務所

名称	電話番号 (代表)	住所	相談種別				ひとり 親自立 支援員 の設置 <small>(86年度末時点)</small>	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費 その他		
岐阜地域福祉事務所	058-272-8215 (内線4402・4416)	岐阜市荻田南5-14-53 0XBふれあい会館第2棟4階	○	○	○	○	○	
西濃県事務所 福祉課	0584-73-1111 (内線481)	大垣市江崎422-3 西濃総合庁舎	○	○	○	○	○	
揖斐県事務所 福祉課	0585-23-1111 (内線243)	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	○	○	○	○	○	
可茂県事務所 福祉課	0574-25-3111 (内線247)	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	○	○	○	○	○	
中濃県事務所 福祉課	0575-33-4011 (内線258)	美濃市生瀬1612-2 中濃総合庁舎	○	○	○	○	○	
東濃県事務所 福祉課	0572-23-1111 (内線272)	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	○	○	○	○	○	
恵那県事務所 福祉課	0573-26-1111 (内線227)	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	○	○	○	○	○	
飛騨県事務所 福祉課	0577-33-1111 (内線273)	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	○	○	○	○	○	

■市町村

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の設置 (06年実施時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
岐阜市	058-214-2396	岐阜市司町40-1	○	○	○	○	○		
大垣市	0584-47-7092	大垣市丸の内2-29	○	○					
	0800-200-7114	大垣市宮町1-1		○			○		
		大垣市子育て なんでも相談 サイトスクエア大垣内スイトアベニュー2階 大垣市外花6-45		○	○				
高山市	0577-35-3179	高山市花岡町2-18	○	○	○	○	○		
多治見市	0572-23-5609	多治見市音羽町1-233	○	○	○	○	○		
関市	0575-22-7738	関市若草通3-1	○	○	○	○	○		
中津川市	0573-66-1111 (内線599)	中津川市かやの木町2-1	○	○	○	○	○		
美濃市	0575-33-1122 (内線153)	美濃市1350	○	○	○	○	-		
瑞浪市	0572-68-2115	瑞浪市上平町1-1	○	○	○	○	○		
羽島市	058-392-1111 (内線2524)	羽島市竹鼻町55	○	○	○	○	○		

■市町村

名称	電話番号	住所	相談種別				ひとり親自立支援員の設置 (06年度末時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費 その他		
恵那市 子育て支援課 こども家庭センター	0573-26-6820	恵那市長島町正家1-1-1	○	○	○	○	○	
美濃加茂市 福祉課	0574-28-1148	美濃加茂市太田町3431-1	○	○	○	○	○	
土岐市 こども家庭課	0572-54-1334	土岐市土岐津町土岐口2101	○	○	○	○	○	
各務原市 子ども家庭支援課	058-383-7217	各務原市那加桜町1-69	○	○	○	○	○	
可児市 子育て支援課	0574-62-1111 (内線5551,5552)	可児市下恵土1丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano(マーノ)	○	○	○	○	○	
山県市 子育て支援課	0581-22-6839	山県市高木1000-1		○	○		○	
瑞穂市 子ども支援課	058-322-3022	瑞穂市別府1288	○	○	○	○	○	
飛騨市 子育て応援課	0577-73-2458	飛騨市古川町若宮二丁目1-60	○	○	○	○	○	
本巣市 福祉支援課	058-323-7752	本巣市早野255	○	○	○	○	○	
郡上市 児童家庭課	0575-67-1817	郡上市八幡町島谷228	○	○	○	○	○	
下呂市 こども家庭課	0576-52-2882	下呂市萩原町萩原1166-8	○	○	○	○	○	
海津市 こども未来課	0584-53-1526	海津市海津町高須515	○	○	○	○	○	

■市町村

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の設置 (06年事業開始)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
岐南町	058-247-1344	羽島郡岐南町八剣7-107		○	○			-	
笠松町	058-388-1116	羽島郡笠松町司町1		○	○			-	
養老町	0584-32-5078	養老郡養老町高田798		○	○			-	
垂井町	0584-22-7506	不破郡垂井町宮代2957-11		○	○			-	
関ヶ原町	0584-43-1113	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58		○	○			-	
神戸町	0584-27-0176	安八郡神戸町大字神戸111番地		○	○			-	
輪之内町	0584-69-3139	安八郡輪之内町四郷2530-1		○	○			-	
安八町	0584-64-7101	安八郡安八町氷取161番地		○	○			-	
揖斐川町	0585-22-2791 (内線1242)	揖斐郡揖斐川町三輪133番地		○	○			-	
大野町	0585-34-1111 (内線165)	揖斐郡大野町大字大野80番地		○	○			-	
池田町	0585-45-3111 (内線151)	揖斐郡池田町六之井1468番地の1		○	○			-	
北方町	058-323-1119	本巣郡北方町長谷川1丁目1番地		○	○			-	

■市町村

名称	電話番号	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の設置 (06年実施時点)	備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他		
坂祝町	0574-66-2406	加茂郡坂祝町取組46-18			○			-	
	0574-26-7201			○					
富加町	0574-54-2111 (内線163,165)	加茂郡富加町滝田1511		○	○			-	
	0574-54-2121			○					
川辺町	0574-53-2650	加茂郡川辺町中川辺1518-4		○	○			-	
七宗町	0574-48-1144	加茂郡七宗町上麻生2442番地3			○			-	
	0574-48-1114			○					
八百津町	0574-43-0390	加茂郡八百津町八百津3827番地1			○			-	
白川町	0574-72-2317 (内線367)	加茂郡白川町河岐1645番地1			○			-	
	0574-72-2317 (内線334)			○					
東白川村	0574-78-2100 (内線632)	加茂郡東白川村神土692-2		○	○			-	
御高町	0574-67-2111	可児郡御高町御高1239番地1		○	○			-	
白川村	05769-6-1311 (内線151)	大野郡白川村鳩谷517		○	○			-	

2 就業関係の相談窓口

■ ひとり親家庭等就業・自立支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	058-268-2569	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	○	

■ 公共職業安定所（ハローワーク）

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
ハローワーク岐阜	058-247-3211	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	○					
ハローワーク大垣	0584-73-8609	大垣市藤江町1-1-8	○					
ハローワーク揖斐	0585-22-0149	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	○					
ハローワーク多治見	0572-22-3381	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎内	○					
ハローワークブラザ可児	0574-60-5585	可児市広見1-5 可児市総合会館1階	○					

■ 公共職業安定所（ハローワーク）

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	養育費 その他	
ハローワーク高山	0577-32-1144	高山市昭和町2-220 高山合同庁舎1階	○				
ハローワーク恵那	0573-26-1341	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	○				
ハローワーク関	0575-22-3223	関市西本郷通4-6-10	○				
ハローワーク岐阜八幡	0575-65-3108	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎内	○				
ハローワーク美濃加茂	0574-25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9	○				
ハローワーク中津川	0573-66-1337	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	○				
シティーハローワーク各務原	058-371-3335	各務原市那加桜町2-186 各務原市産業文化センター5階	○				
下呂市地域職業相談室 （ふるさとハローワーク下呂）	0576-52-1365	下呂市萩原町萩原1166-8 星雲会館4階	○				
ハローワーク岐阜 藪田サテライト	058-278-0525	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	○				
はたらき支援ルーム （児童扶養手当受給者等対象）	058-214-6157	岐阜市司町40-1 岐阜市役所3階	○				
ワークプラザおおがき	0584-47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階	○				
ワークサロンたかやま	0577-62-8486	高山市花岡町2-18 高山市役所2階	○				

3 その他の相談窓口

■ 岐阜県母子寡婦福祉連合会

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県母子寡婦福祉連合会	058-274-0494	岐阜市荻田南5-14-53 0KBふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	○	

■ 女性相談支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
岐阜県女性相談支援センター	058-213-2131	ー (面接相談は事前に電話予約が必要です)					○	・夫等からの暴力 ・結婚・離婚または異性間のこと等

■ 児童相談所相談専用ダイヤル

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-073	ー (電話相談になります)		○				

■ 母子・父子福祉センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
高山市母子・父子福祉センター	0577-35-0294	高山市昭和町2-224 総合福祉センター3階		○	○			

■ 子ども相談センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
中央子ども相談センター	058-201-2111	岐阜市鷺山向井2563-79		○				
西濃子ども相談センター	0584-78-4838	大垣市禾森町5の1458の10		○				
中濃子ども相談センター	0574-25-3111	美濃加茂市古井町下古井2610の1 可茂総合庁舎		○				
東濃子ども相談センター	0572-23-1111	多治見市上野町5の68の1 東濃西部総合庁舎		○				
飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	高山市千島町35の2		○				

■ 養育費等相談支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別					備考
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他	
養育費等相談支援センター	03-3980-4108	東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階				○		

資料3 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）の策定にあたって企画推進を図るため岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自立促進計画の策定に関する事項について調査検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、経済団体、母子寡婦福祉団体等の代表者
- (3) 公募による県民
- (4) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日より令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

資料4 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

所属機関等	職氏名	備考
岐阜大学名誉教授 サンビレッジ国際医療福祉専門学校	名誉校長 小林 月子	委員長
一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会	会長 福地 洋子	副委員長
岐阜県民生委員児童委員協議会	会長 澤井 基光	
岐阜県母子生活支援施設協議会	会長 玉木 ひとみ	
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	センター長 堀 秀子	
一般社団法人岐阜県経営者協会	事務局長 坂 賢司	
岐阜労働局職業安定部訓練課	課長 西村 康志	
岐阜市子ども未来部子ども支援課	課長 宇田 さおり	
岐阜県商工労働部労働雇用課	課長 森島 恵理子	
岐阜県女性相談支援センター	所長 中島 香	

岐阜県ひとり親家庭等自立促進実行計画（第5期）

令和7年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111